

平成27年度版

(平成26年度実績)

# すぎなみの国保



平成27年11月

杉並区保健福祉部国保年金課

# 目 次

1. 国保のあゆみ	1
2. 事務機構	
(1) 事務分掌	2 2
(2) 係別職員数の状況	2 4
3. 運営協議会	
(1) 運営協議会	2 5
(2) 開催状況	2 5
(3) 委員名簿	2 6
4. 被保険者	
(1) 被保険者加入状況	2 7
(2) 年度平均被保険者数	2 8
(3) 年齢階層別被保険者	2 9
(4) 年齢階層別人口分布図	3 0
(5) 資格取得状況	3 1
(6) 資格喪失状況	3 1
(7) 外国人国民健康保険加入状況	3 2
(8) 高齢受給者証	3 3
5. 保険給付	
(1) 療養給付費	3 4
(2) 療養費	3 6
(3) 移送費	3 7
(4) 高額療養費	3 8
(5) 高額介護合算療養費	4 0
(6) 出産育児一時金	4 1
(7) 葬祭費	4 1
(8) 結核・精神医療給付金	4 2
(9) 不当利得収納状況	4 3
(10) 損害賠償請求返還状況	4 3
(11) 一部負担金減免処理状況	4 4
(12) 東日本大震災被災者の一部負担金等免除及び概算請求等処理状況	4 4
(13) 保険給付の適正化	4 5
6. 高額療養費資金及び出産費資金貸付制度	
(1) 高額療養費資金貸付	4 7
(2) 出産費資金貸付	4 7
(3) 基金	4 7

## 7. 保険料

- (1) 保険料率等年度別の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
- (2) 保険料収納状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 9
- (3) 保険料収納率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 0
- (4) 均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合（当初賦課） 5 1
- (5) 保険料（現年分）負担額状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 2
- (6) 保険料（均等割額）減額賦課状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 2
- (7) 保険料一般減免状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 2

## 8. 国保財政

- (1) 平成26年度決算収支状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 3
- (2) 国保財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 5
- (3) 1世帯当り費目別状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 6
- (4) 被保険者1人当り費目別状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 7

## 9. 保健事業

- (1) 特定健康診査・特定保健指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 9
- (2) 夏季保養施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 0
- (3) 医療費通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 2

## 10. 趣旨普及

- (1) 国保だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 3
- (2) パンフレット（わかりやすい国保、杉並区・国民健康保険の案内）・・・・ 6 3
- (3) ポスター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 3
- (4) 事業概要（すぎなみの国保）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 3

\*参考資料 平成26年度事業年報

# 1. 国保のあゆみ

年 月	主 な 事 項
昭和33. 12	新国民健康保険法（以下「法」という）制定（34.1.1 施行）
34. 10	特別区国民健康保険事業調整条例制定（10.23 施行）
11	杉並区国民健康保険条例（以下「条例」という）制定（12.1 施行） 杉並区国民健康保険運営協議会規則制定（11.26 施行）
12	特別区一斉に国民健康保険事業開始 保険給付率、世帯主 7 割、世帯員 5 割 助産費 1,500 円、葬祭費 2,500 円、保険料均等割額 600 円 保険料所得割額前年度区民税額 100 分の 95、保険料限度額 50,000 円 被保険者証交付 本区発足時世帯 35,048 世帯、被保険者 99,441 人
35. 2	杉並区国民健康保険条例施行規則制定（2.1 施行）
10	都民皆保険達成
36. 4	国民皆保険達成
7	医療費改定（12.5%引き上げ）
12	医療費緊急是正（2.3%引き上げ）
37. 3	法の一部改正（4.1 施行） 療養給付費に対する国の負担割合を 100 分の 20 から 100 分の 25 に引き上げ
11	条例の一部改正（12.1 施行） 助産費 1,500 円を 2,000 円に改定
38. 3	条例の一部改正（4.1 施行） （1） 結核予防法第 34、35 条及び精神衛生法第 29 条適用医療の 10 割給付 （2） 保険料均等割額を 38 年度に限り 600 円から 500 円に引き下げ
10	条例の一部改正（10.1 施行） （1） 準世帯主の 7 割給付 （2） 老人ホーム収容者の国保適用除外 （3） 督促手数料撤廃

38. 12	<p>条例の一部改正 (12.26 施行)</p> <p>低所得者に対する保険料減額対象世帯及び減額賦課に関する規定の設定 (38 年度分保険料から適用)</p>
39. 3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>助産費 2,000 円を 3,000 円に、葬祭費 2,500 円を 3,000 円にそれぞれ改正</p>
12	<p>条例の一部改正 (40.1.1 施行)</p> <p>家族の給付率を 5 割から 7 割に引き上げ</p>
40. 1	<p>医療費緊急是正 (9.5%引き上げ)</p>
3	<p>条例の一部改正 (3.31 施行)</p> <p>(1) 低所得被保険者に対する保険料軽減額の引き上げ</p> <p>(2) 延滞金の金額及び規定の改正</p> <p>(40 年度分保険料から適用)</p>
10	<p>条例の一部改正 (10.1 施行)</p> <p>低所得被保険者に対する保険料減額措置対象世帯の範囲拡大</p> <p>(40 年度分保険料から適用)</p> <p>薬価基準 10.2%引き下げ</p>
41. 3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>保険料所得割額の賦課対象を区民税額から住民税額 (特別区民税 + 都民税) に変更</p>
6	<p>法の一部改正 (6.6 施行)</p> <p>療養給付費に対する国の負担割合を 100 分の 25 から 100 分の 40 に引き上げ</p>
7	<p>条例の一部改正 (10.1 施行)</p> <p>保険料所得割料率の 100 分の 95 を 100 分の 112 に改定</p>
42. 1	<p>法施行規則の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>日本に永住を許可された大韓民国国民並びに外国人世帯に属する日本人について国保適用</p>
3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>地方税法の改正に伴い保険料所得割額の算定にあたり退職所得にかかる住民税額の除外</p>

<p>42. 10</p> <p>12</p>	<p>条例の一部改正（10.5 施行）</p> <p>（1） 保険料軽減対象世帯の範囲拡大</p> <p>（2） 軽減対象世帯の所得計算から退職所得を除外</p> <p>（3） 延滞金に関する規定の整備 （42 年度分保険料から適用）</p> <p>医療費改定（医科 7.68%、歯科 12.65%引き上げ）</p>
<p>43. 3</p> <p>6</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>育児手当金の新設、支給額 2,000 円</p> <p>条例の一部改正（6.21 施行）</p> <p>（1） 保険料軽減対象世帯の範囲拡大</p> <p>（2） 地方税法の改正に伴い保険料の延滞金に関する規定の一部改正 （43 年度分保険料から適用）</p>
<p>44. 1</p> <p>6</p> <p>12</p>	<p>薬価基準 5.6%引き下げ</p> <p>条例の一部改正</p> <p>（1） 精神衛生法第 32 条適用医療を 10 割給付（8.1 施行）</p> <p>（2） 助産費 3,000 円を 10,000 円に改定（9.1 施行）</p> <p>都の老人医療費無料化実施（70 歳以上）</p>
<p>45. 2</p> <p>3</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p>	<p>医療費改定（医科 8.77%、歯科 9.73%引き上げ）</p> <p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>葬祭費 3,000 円を 5,000 円に改定</p> <p>条例の一部改正（6.22 施行）</p> <p>（1） 保険料所得割額の算定について用語の明確化</p> <p>（2） 延滞金の計算を日歩から年利建てとする （45 年度分保険料から適用）</p> <p>医療費改定（医科 9.74%引き上げ）</p> <p>薬価基準 3.0%引き下げ</p>

47.	2	医療費改定（医科 13.7%、歯科 13.7%、調剤 6.54%引き上げ） 薬価基準 3.9%引き下げ
	12	条例の一部改正（48.1.1 施行） 外国人登録されている外国人に国保適用
48.	1	国の老人医療費無料化実施（70 歳以上）
	7	都の老人医療費無料化支給年齢引き下げ実施（65 歳以上）
	11	条例の一部改正（12.26 施行） 高額療養費支給制度の新設（12 月診療分から適用）
49.	2	医療費改定（医療 19.0%、歯科 19.9%、調剤 8.5%引き上げ） 薬価基準 3.4%引き下げ
	3	条例の一部改正（4.1 施行） （1） 助産費 10,000 円を 20,000 円に改定 （2） 葬祭費 5,000 円を 10,000 円に改定
	6	条例の一部改正（10.1 施行） （1） 保険料限度額 50,000 円を 80,000 円に改定 （2） 保険料（所得割）特別減免制度の実施
	10	医療費改定（医科 16.0%、歯科 16.2%、調剤 6.6%引き上げ）
50.	1	薬価基準 1.55%引き下げ
	10	高額療養費法定給付化（10.1 施行）一部負担金 30,000 円
51.	3	条例の一部改正（4.1 施行） （1） 保険料均等割額 600 円を 2,400 円に改定 （2） 保険料限度額 80,000 円を 120,000 円に改定 （3） 条例減額の額の改定 （4） 助産費 20,000 円を 40,000 円に改定
	4	保険料訪問徴収制度を廃止し自主納付制度に一本化 医療費改定（医科 9.0%引き上げ）

51.	7	条例の一部改正（7.1 施行） 保険料（均等割）条例減額該当者に対する減額賦課の規定の新設（51 年度分保険料から適用）
	8	高額療養費自己負担限度額 30,000 円を 39,000 円に改定 医療費改定（歯科 9.6%、調剤 4.9%引き上げ）
52.	4	高額療養費資金貸付制度発足
53.	2	医療費改定（医科 9.3%、歯科 12.5%、調剤 1.6%引き上げ） 薬価基準 5.8%引き下げ
	3	条例の一部改正（4.1 施行） （1） 保険料均等割額 2,400 円を 4,800 円に改定 （2） 保険料限度額 120,000 円を 170,000 円に改定 （3） 条例減額の額を改定 （4） 助産費 40,000 円を 60,000 円に改定 （5） 葬祭費 10,000 円を 20,000 円に改定
54.	3	条例の一部改正（4.1 施行） 助産費重複支給の制限規定の新設（10.1 から適用）
	11	条例の一部改正（55.4.1 施行） （1） 保険料均等割額 4,800 円を 6,000 円に改定 （2） 保険料所得割料率 100 分の 11 を 100 分の 122 に改定 （3） 保険料限度額 170,000 円を 220,000 円に改定 （4） 条例減額の額を改定 （5） 助産費 60,000 円を 80,000 円に改定 （6） 葬祭費 20,000 円を 30,000 円に改定
55.	4	特別区の保険料賦課方式を所得対応から医療費対応へ
	11	条例の一部改正（56.4.1 施行） （1） 保険料均等割額 6,000 円を 8,400 円に改定 （2） 保険料所得割料率 100 分の 122 を 100 分の 118 に改定 （3） 保険料限度額 220,000 円を 240,000 円に改定 （4） 条例減額の額の改定（56 年度分保険料から適用）



<p>56. 6</p> <p>1 2</p>	<p>条例の一部改正（6.22 施行）  条例減額の額の改定（56 年度分保険料から適用）  医療費改定（医科 8.4%、歯科 5.9%、調剤 3.8%引き上げ）  薬価基準 18.6%引き下げ</p> <p>条例の一部改正（57.4.1 施行）  （1） 保険料賦課基準を前年度住民税額から当該年度住民税額に変更  （2） 保険料均等割額 8,400 円を 9,000 円に改定  （3） 保険料所得割料率 100 分の 118 を 100 分の 107 に改定  （4） 保険料限度額 240,000 円を 260,000 円に改定  （5） 条例減額の額の改定  （6） 助産費 80,000 円を 100,000 円に改定  （7） 特別減免制度の廃止</p>
<p>57. 3</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p>	<p>医療費通知実施（56.12 月診療分）</p> <p>条例の一部改正（7.1 施行）  条例限度額基準額の改定（57 年度分保険料から適用）</p> <p>老人保健法成立（58.2.1 施行）</p> <p>高額療養費自己負担限度額 39,000 円を 51,000 円に改定、暫定措置として 57 年 12 月診療分まで 45,000 円、住民税非課税世帯及び老人被保険者については 39,000 円措置</p>
<p>58. 1</p> <p>6</p> <p>1 2</p>	<p>薬価基準 4.9%引き下げ</p> <p>条例の一部改正（6.22 施行）  （1） 条例減額基準額の改定  （2） 過料の額の改定（10.1 から適当）（58 年度分保険料から適用）</p> <p>条例の一部改正（59.4.1 施行）  （1） 保険料限度額 260,000 円を 280,000 円に改定  （2） 保険料限度額規定の整備</p>

59.	3	医療費改定（医科 3.0%、歯科 1.1%、調剤 1.0%引き上げ） 薬価基準 16.6%引き下げ
	6	条例の一部改正（6.29 施行） （1） 条例減額基準額の改定（59 年度分保険料から適用） （2） 助産費支給対象外者に対する用語の整備
	9	条例の一部改正（10.1 施行） 退職者医療制度実施に伴い一部負担金割合等の規定の整備
	10	高額療養費自己負担限度額に世帯合算負担軽減、支給対象 4 回目以降負担額軽減、長期特定疾病負担額軽減の特例をいれる
	12	条例の一部改正（60.4.1 施行） （1） 保険料限度額 280,000 円を 310,000 円に改定 （2） 被用者保険との保険料二重賦課規定の整備
60.	3	医療費改定（医科 3.5%、歯科 2.5%、調剤 0.2%引き上げ） 薬価基準 6.0%引き下げ
61.	3	条例の一部改正（4.1 施行） （1） 国民健康保険運営協議会に被用者保険等保険者を代表する委員を加える （2） 保険料均等割額 9,000 円を 12,000 円に改定 （3） 保険料限度額 310,000 円を 350,000 円に改定 （4） 助産費 100,000 円を 130,000 円に改定 （5） 葬祭費 30,000 円を 50,000 円に改定 （6） 退職者医療制度実施に伴い保険料賦課に係る規定の整備 医療費改定（医療 2.5%、歯科 1.5%、調剤 0.3%引き上げ） 薬価基準 5.1%引き下げ
	5	高額療養費自己負担限度額 51,000 円を 54,000 円に改定
	6	条例の一部改正（7.2 施行） 条例減額基準額の改定（61 年度分保険料から適用）
	12	法の一部改正（62.1.1 施行） 保険料滞納者に対する措置を規定

62.	3	<p>条例の一部改正</p> <p>(1) 過料に係る規定の整備 (3.18 施行)</p> <p>(2) 保険料限度額 350,000 円を 370,000 円に改定 (4.1 施行)</p>
63.	3	<p>保険料限度額 370,000 円を 390,000 円に改定 (4.1 施行)</p>
	4	<p>医療費改定 (医科 3.8%、調剤 1.7%引き上げ)</p> <p>薬価基準 10.2%引き下げ</p> <p>法の一部改正</p> <p>保険基盤安定制度の創設</p>
職元.	3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>(1) 保険料均等割額 12,000 円を 14,400 円に改定</p> <p>(2) 保険料限度額 390,000 円を 400,000 円に改定</p> <p>(3) 地方税法改正に伴い保険料減額賦課に係る規定の整備</p>
	6	<p>高額療養費自己負担額 54,000 円 (非課税世帯 30,000 円) を 57,000 円 (31,800 円) に、 多数該当 30,000 円 (21,000 円) を 33,000 円 (22,200 円) に改定 (7.1 施行)</p>
2.	3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>保険料限度額 400,000 円を 420,000 円に改定</p>
	4	<p>医療費改定 (医科 4.0%、歯科 1.4%、調剤 1.9%引き上げ)</p> <p>薬価基準 9.2%引き下げ</p>
	6	<p>法の一部改正</p> <p>保険基盤安定制度の恒久化</p>
3.	4	<p>高額療養費自己負担額 57,000 円 (非課税世帯 31,800 円) を 60,000 円 (33,600 円) に、 多数該当 33,000 円 (22,200 円) を 34,800 円 (23,400 円) に改定 (5.1 施行)</p>
4.	3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>(1) 保険料均等割額 14,400 円を 16,800 円に改定</p> <p>(2) 保険料限度額 420,000 円を 440,000 円に改定</p> <p>(3) 助産費 130,000 円を 240,000 円に改定</p>
5.	3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>保険料限度額 440,000 円を 460,000 円に改定</p>

5.	4	高額療養費自己負担額 60,000 円（非課税世帯 33,600 円）を 63,000 円（35,400 円）に、多数該当 34,800 円（23,400 円）を 37,200 円（24,600 円）に改定（5.1 施行）
6.	3	条例の一部改正（4.1 施行） 保険料限度額 460,000 円を 500,000 円に改定
	4	医療費改定（医科 5.2%、歯科 2.3%、調剤 2.1%引き上げ） 薬価基準 6.6%引き下げ
	6	条例の一部改正（7.1 施行） （1） 保険料均等割額 16,800 円を 15,900 円に読み替えて適用 （2） 保険料所得割料率 100 分の 107 を 100 分の 133.7 に読み替えて適用 ※ 平成 6 年度分に限る
	9	条例の一部改正（10.1 施行） （1） 入院時食事療養費の新設（標準負担額・一般 1 日 600 円、減額措置該当者 90 日までの入院 1 日 450 円、90 日をこえる入院 1 日 300 円） （2） 訪問看護療養費の新設 （3） 付添看護等に係る給付の改善 （4） 出産育児一時金の新設 助産費（240,000 円）及び育児手当金（2,000 円）を統合して出産育児一時金（300,000 円）とする （5） 用語の改正 療養取得機関を保険医療機関にする等用語の改正を行う
7.	3	法の一部改正 保険基盤安定制度の特別継続、精神・結核に係る住所地主義の特例創設 条例の一部改正（4.1 施行） 保険料所得割料率を 100 分の 119 に改定
	9	条例の一部改正（10.2 施行） （1） 結核予防法・精神保健法適用被保険者について、一部負担金の支払を要しない旨の規定削除（7.7.1 からの適用） （2） 結核・精神医療給付金の新設（7.7.1 から適用） （3） 地方税法改正に伴う保険料減額賦課に係る規定の整備

8.	3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 保険料限度額 500,000 円を 520,000 円に改定</p> <p>（2） 保険料所得割料率 100 分の 119 を 100 分の 155 に改定</p> <p>（3） 保険料均等割額 16,800 円を 19,500 円に改定</p>
	4	<p>医療費改定（医科 3.6%、歯科 2.2%、調剤 1.3%引き上げ）</p> <p>薬価基準 6.8%引き下げ</p>
	6	<p>高額療養費自己負担限度額 63,000 円を 63,600 円に改定（非課税世帯 35,400 円変わらず）</p>
	10	<p>入院時食事療養費の標準負担額の改定（一般 1 日 760 円、減額措置該当者 90 日までの入院 1 日 650 円、90 日をこえる入院 1 日 500 円）</p>
9.	3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 葬祭費 50,000 円を 70,000 円に改定（9 年度分については 60,000 円）</p> <p>（2） 保険料所得割料率 100 分の 155 を 100 分の 162 に改定</p> <p>（3） 保険料均等割額 19,500 円を 22,500 円に改定</p>
	4	<p>医療費改定（医科 1.31%、歯科 0.75%、調剤 1.15%引き上げ）</p> <p>薬価基準 4.4%引き下げ</p>
	6	<p>法の一部改正（9.1 施行）</p> <p>外来薬剤（6 歳未満の者は免除）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内服薬投薬ごとに 1 日分につき 1 種類 0 円、2～3 種類 30 円、4～5 種類 60 円、6 種類以上 100 円</li> <li>・ 外用薬投薬ごとに 1 種類 50 円、2 種類 100 円、3 種類以上 150 円</li> <li>・ 頓服薬投薬ごとに 1 種類につき 10 円</li> </ul>
10.	3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 出産育児一時金 300,000 円を 350,000 円に改定</p> <p>（2） 保険料限度額 520,000 円を 530,000 円に改定</p> <p>（3） 保険料所得割料率 100 分の 162 を 100 分の 187 に改定</p> <p>（4） 保険料均等割額 22,500 円を 26,100 円に改定</p>
	4	<p>医療費改正（医科 1.5%、歯科 1.5%、調剤 0.7%引き上げ）</p> <p>薬価基準 9.7%引き下げ</p>

1 1.	3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 保険料所得割料率 100 分の 162 を 100 分の 187 に改定（本則）</p> <p>（2） 国民健康保険法施行令改正に伴う保険料減額に係る規定の削除</p>
1 2.	3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 保険料の賦課額の改定</p> <p>（2） 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 187 を 100 分の 194 に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 14 を新設 均等割額 7,200 円を新設 限度額 70,000 円を新設</p> <p>（3） 基礎賦課総額の新設</p> <p>介護納付金賦課総額の新設</p>
	4	<p>医療費改正（医科 2.0%、歯科 2.0%、調剤 0.8%引き上げ）</p> <p>薬価基準 7.0%引き下げ</p>
1 3.	1	<p>法の一部改正（1.1 施行）</p> <p>（1） 高額療養費の自己負担限度額 1 ヶ月 63,600 円を次のとおり改定</p> <p>一般世帯 <math>63,600 \text{ 円} + (\text{医療費} - 318,000 \text{ 円}) \times 0.01</math></p> <p>上位所得者 <math>121,800 \text{ 円} + (\text{医療費} - 609,000 \text{ 円}) \times 0.01</math></p> <p>特別区民税非課税世帯 35,400 円のまま据え置き</p> <p>（2） 入院時の食事負担一日 760 円を一日 780 円に改定</p> <p>（3） 海外療養費の新設</p> <p>（4） 住所地特例の拡大 長期入院した場合も住所地特例とする</p>
	3	<p>条例の一部改正（13.4.1 施行）</p> <p>（1） 運営協議会の会議の公開を規定</p> <p>（2） 保険料の改定</p> <p>医療分 均等割額 26,100 円を 27,300 円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 14 を 100 分の 19 に改定 均等割額 7,200 円を 8,100 円に改定</p> <p>（3） 医療分保険料の賦課割合 67 : 33 を 66 : 34 に改定</p> <p>国民健康保険出産費資金貸付基金条例の制定（13.3.15 施行）</p>
1 4.	3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 保険料賦課総額の賦課割合 66 : 34 を 64 : 36 に改定</p> <p>介護分 均等割額 8,100 円を 7,800 円に改定</p>

<p>14. 4</p> <p>10</p>	<p>医療費改定 医科 1.3%、歯科 1.3%、調剤 1.3%引き下げ（4.1 改定） 薬価基準 1.4%引き下げ（4.1 改定）</p> <p>法の一部改正（10.1 施行）</p> <p>1 一部負担金の割合の変更 3歳未満の乳幼児の一部負担金の割合を3割から2割に引き下げ 老人保健制度の対象年齢が75歳に引き上げられることに伴い、70歳以上の被 保険者の一部負担金の割合は、所得に応じて1割又は2割の負担に改正</p> <p>2 高額療養費の自己負担限度額を変更</p> <p>70歳未満</p> <table border="0"> <tr> <td>一般世帯</td> <td>72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 0.01</td> </tr> <tr> <td>上位所得者</td> <td>139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 0.01</td> </tr> </table> <p>70歳以上</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>外来（個人ごと）</td> <td>外来・入院（世帯単位）</td> </tr> <tr> <td>一定以上所得者</td> <td>40,200円</td> <td>70歳未満一般と同じ</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>40,200円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </table> <p>3 退職被保険者等に係る老人医療拠出金は、退職者医療制度で2分の1から全額負 担に改正</p>	一般世帯	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 0.01	上位所得者	139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 0.01		外来（個人ごと）	外来・入院（世帯単位）	一定以上所得者	40,200円	70歳未満一般と同じ	一般	12,000円	40,200円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円
一般世帯	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 0.01																			
上位所得者	139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 0.01																			
	外来（個人ごと）	外来・入院（世帯単位）																		
一定以上所得者	40,200円	70歳未満一般と同じ																		
一般	12,000円	40,200円																		
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円																		
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円																		
<p>15. 3</p> <p>4</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 賦課方式の変更 年2回4月、7月に算出していた方法から、6月に当該年度住民税による年1回 の算出、賦課方式に変更。</p> <p>2 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分 所得割料率</td> <td>100分の194を100分の204に改定</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>27,300円を29,400円に改定</td> </tr> <tr> <td>介護分 所得割料率</td> <td>100分19を100分の23に改定</td> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td>7,800円を9,000円に改定</td> </tr> </table> <p>法施行規則の一部改正 被保険者証を一人1枚のカード様式に変更（4.1の更新時より）</p> <p>法の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 退職被保険者等の一部負担割合の変更</p> <table border="0"> <tr> <td>退職被保険者本人</td> <td>外来 2割</td> <td>入院 2割</td> <td rowspan="2">} を全て3割に引き上げ</td> </tr> <tr> <td>退職被保険者の被扶養者</td> <td>外来 3割</td> <td>入院 2割</td> </tr> </table>	医療分 所得割料率	100分の194を100分の204に改定	均等割額	27,300円を29,400円に改定	介護分 所得割料率	100分19を100分の23に改定	均等割額	7,800円を9,000円に改定	退職被保険者本人	外来 2割	入院 2割	} を全て3割に引き上げ	退職被保険者の被扶養者	外来 3割	入院 2割				
医療分 所得割料率	100分の194を100分の204に改定																			
均等割額	27,300円を29,400円に改定																			
介護分 所得割料率	100分19を100分の23に改定																			
均等割額	7,800円を9,000円に改定																			
退職被保険者本人	外来 2割	入院 2割	} を全て3割に引き上げ																	
退職被保険者の被扶養者	外来 3割	入院 2割																		

	<p>2 高額療養費の自己負担限度額を変更</p> <p>70歳未満</p> <p>一般世帯 72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 0.01</p> <p>上位所得者 139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 0.01</p> <p>3 保険料徴収事務を私人（コンビニエンスストア等）に委託できるように改正</p>
15. 6	<p>全国で初めてコンビニエンスストアでの国民健康保険料の納付を開始</p>
16. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の204を100分の208に改定</p> <p>均等割額 29,400円を30,200円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の23から100分の25に改定</p> <p>均等割額 9,000円から10,800円に改定</p>
	<p>4 医療費改定 薬価基準 1.0%引き下げ（4.1 改定）</p>
17. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 均等割額 30,200円を32,100円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の25から100分の32に改定</p> <p>均等割額 10,800円から12,000円に改定</p>
	<p>4 法の一部改正（4.1 施行）</p> <p>市区町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担を見直し、都道府県負担を導入</p>
	<p>5 画像レセプト情報管理システムの導入</p> <p>資格・内容点検、過誤・再審査申出等の給付事務を効率的に行うため、画像レセプト情報管理システムを導入した。</p>
18. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の208を100分の182に改定</p> <p>均等割額 32,100円を33,300円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の32から100分の36に改定</p>



<p>18. 4</p> <p>6</p> <p>10</p>	<p>医療費改定 医科 1.5% 歯科 1.5% 調剤 0.6%引き下げ (4.1 改定) 薬価基準 1.8%引き下げ (4.1 改定) 精神医療給付金の対象者と給付額の改定 入院時食事療養費の標準負担額が、1日 780 円から 1食 260 円に改定</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律 (医療制度改革法案) の成立</p> <p>法の一部改正 (10.1 施行)</p> <p>1 一部負担金の割合の変更 70 歳以上の被保険者の一部負担金の割合を所得に応じて 2 割から 3 割に改正</p> <p>2 高額療養費の自己負担限度額を改正 70 歳未満 一般世帯 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01 上位所得者 150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 0.01 70 歳以上 外来 外来・入院 (世帯単位) 一定以上所得者 44,400 円 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01 一般世帯 変更なし 44,400 円</p> <p>3 特定療養費を廃止し、保険外併用療養費と入院時生活療養費を新設</p> <p>4 人工透析を必要とする 70 歳未満の上位所得者の自己負担限度額を 10,000 円から 20,000 円に改定</p>
<p>19. 3</p> <p>4</p>	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1 保険料の改定 医療分 所得割料率 100 分の 182 を 100 分の 124 に改定 均等割額 33,300 円を 35,100 円に改定 介護分 所得割料率 100 分の 36 を 100 分の 20 に改定 限度額を 80,000 円から 90,000 円に改定</p> <p>2 緩和措置の適用 地方税法の改正による税率変更の影響を緩和するため、課税総所得金額 700 万円以下の場合は、課税総所得金額の 2.5% (上限 5 万円) を住民税所得割額から控除し、保険料を算定する措置を設けた。</p> <p>4 法施行規則の一部改正 (4.1 施行) 70 歳未満の被保険者の入院時に係る高額療養費の現物給付制度を導入。 出産育児一時金の受取代理の実施 被保険者の出産に伴う一時的な費用負担を軽減する制度として、出産育児一時金受取代理制度を導入。</p>

20.	3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 124 を 100 分の 90 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>35,100 円を 28,800 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>530,000 円を 470,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分を創設</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 27 とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>8,100 円とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>120,000 円とする。</td> </tr> </table> <p>介護分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 20 を 100 分の 18 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>12,000 円を 11,100 円に改定</td> </tr> </table> <p>2 緩和措置の適用</p> <p>平成 19 年度に引き続き、緩和措置を実施。</p> <p>3 後期高齢者医療制度の創設に伴う経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定同一世帯所属者に係る保険料の減額</li> <li>・ 旧健康保険被扶養者に係る保険料の減免</li> </ul>	医療分	所得割料率	100 分の 124 を 100 分の 90 に改定		均等割額	35,100 円を 28,800 円に改定		限度額	530,000 円を 470,000 円に改定		所得割料率	100 分の 27 とする。		均等割額	8,100 円とする。		限度額	120,000 円とする。		所得割料率	100 分の 20 を 100 分の 18 に改定		均等割額	12,000 円を 11,100 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 124 を 100 分の 90 に改定																								
	均等割額	35,100 円を 28,800 円に改定																								
	限度額	530,000 円を 470,000 円に改定																								
	所得割料率	100 分の 27 とする。																								
	均等割額	8,100 円とする。																								
	限度額	120,000 円とする。																								
	所得割料率	100 分の 20 を 100 分の 18 に改定																								
	均等割額	12,000 円を 11,100 円に改定																								
4		<p>後期高齢者医療制度の創設</p> <p>75 歳以上の被保険者（寝たきりなどの障害がある 65 歳以上で認定を受けた者）は、国民健康保険適用の対象外となる。</p> <p>法の一部改正（4.1 施行）</p> <p>一部負担金の割合の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 歳未満の負担割合「2 割」の対象を義務教育就学前（6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）に拡大。</li> <li>・ 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた割合を「1 割」から「2 割」に改正。（ただし、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの一年間、負担割合を 1 割に凍結。自己負担限度額も同様に据え置く。）</li> <li>・ 入院時生活療養費の適用を 70 歳から 65 歳に改正</li> <li>・ 高額医療・高額介護合算制度の新設</li> <li>・ 退職者医療制度の廃止</li> </ul> <p>経過措置として、平成 26 年度中までは新規適用を行い、平成 27 年度以降は、退職被保険者全員が 65 歳到達等で一般被保険者となるまで制度を存続する。</p> <p>医療費改定 医科 0.42% 歯科 0.42% 調剤 0.17% 引き上げ（4.1 改定）</p> <p>薬価基準 1.1% 引き下げ（4.1 改定）</p>																								
6		<p>特定健康診査の健診開始（40 歳から 74 歳までの被保険者対象）</p>																								

20. 10	<p>滞納者への納付勧奨を電話で行う「納付センター」を開設  (同時に滞納整理システム稼働)</p> <p>特定保健指導開始(特定健康診査の結果、国が定めた基準により、メタボリックシンドロームが強く疑われる方と予備群の方が対象)</p>																		
21. 1	<p>「産科医療補償制度」開始に伴い、出産育児一時金を 350,000 円から 380,000 円に改定  法施行令等の一部改正(1.1 施行)</p> <p>75 歳到達により後期高齢者医療制度に移行した被保険者等の自己負担限度額を移行  月(1 日除く)のみ 1/2 に改正</p> <p>3 条例の一部改正(4.1 施行)</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0" data-bbox="475 815 1217 898"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 90 を 100 分の 68 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>28,800 円を 27,600 円に改定</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分を創設</p> <table border="0" data-bbox="616 958 1217 1041"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 27 を 100 分の 26 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>8,100 円を 9,600 円に改定</td> </tr> </table> <table border="0" data-bbox="475 1055 1217 1137"> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 18 を 100 分の 12 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>90,000 円を 100,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担  割合を平成 20 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 22 年 3 月までの 1 年間継続</p> <p>10 出産育児一時金</p> <p>妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするための緊急の少子化  対策として、出産育児一時金を 380,000 円から 420,000 円に改定するとともに、医療  機関等への直接支払制度を開始</p> <p>国民健康保険料の年金からの引き落とし(特別徴収)を開始。国民健康保険料、後期高  齢者医療保険料、介護保険料、住民税を合わせたオンライン画面を作成し、問い合わせ  にワンストップで対応</p>	医療分	所得割料率	100 分の 90 を 100 分の 68 に改定		均等割額	28,800 円を 27,600 円に改定		所得割料率	100 分の 27 を 100 分の 26 に改定		均等割額	8,100 円を 9,600 円に改定	介護分	所得割料率	100 分の 18 を 100 分の 12 に改定		限度額	90,000 円を 100,000 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 90 を 100 分の 68 に改定																	
	均等割額	28,800 円を 27,600 円に改定																	
	所得割料率	100 分の 27 を 100 分の 26 に改定																	
	均等割額	8,100 円を 9,600 円に改定																	
介護分	所得割料率	100 分の 18 を 100 分の 12 に改定																	
	限度額	90,000 円を 100,000 円に改定																	
22. 1	<p>税申告の保険料控除記載時などの参考資料として、国民健康保険料、後期高齢者医療  保険料、介護保険料の年内納付額を記載した通知を送付</p>																		

22. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 68 を 100 分の 80 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>27,600 円を 31,200 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>470,000 円を 500,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 26 を 100 分の 23 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>9,600 円を 8,700 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>120,000 円を 130,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>介護分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 12 を 100 分の 16 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>11,100 円を 12,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>2 保険料減額</p> <p>応益割合にかかわらず、7 割、5 割、2 割減額を一律導入</p> <p>3 旧健康保険被扶養者に係る保険料の条例減免を継続</p> <p>旧健康保険被扶養者に係る 2 年間の経過措置である保険料減免の取り扱いを平成 25 年 3 月 31 日まで延長</p> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成 21 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 23 年 3 月までの 1 年間継続</p> <p>医療費改定 医科 1.74% 歯科 2.09% 調剤 0.52%引き上げ 薬価基準 1.36%引き下げ</p> <p>6 非自発的失業者に対する保険料の軽減措置</p> <p>非自発的失業者が、失業時からその翌年度までの間、前年度の給与所得を 30/100 としして保険料を計算する軽減措置の受付を開始。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得 30/100 としして計算</p>	医療分	所得割料率	100 分の 68 を 100 分の 80 に改定		均等割額	27,600 円を 31,200 円に改定		限度額	470,000 円を 500,000 円に改定		所得割料率	100 分の 26 を 100 分の 23 に改定		均等割額	9,600 円を 8,700 円に改定		限度額	120,000 円を 130,000 円に改定		所得割料率	100 分の 12 を 100 分の 16 に改定		均等割額	11,100 円を 12,000 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 68 を 100 分の 80 に改定																							
	均等割額	27,600 円を 31,200 円に改定																							
	限度額	470,000 円を 500,000 円に改定																							
	所得割料率	100 分の 26 を 100 分の 23 に改定																							
	均等割額	9,600 円を 8,700 円に改定																							
	限度額	120,000 円を 130,000 円に改定																							
	所得割料率	100 分の 12 を 100 分の 16 に改定																							
	均等割額	11,100 円を 12,000 円に改定																							

<p>23. 3</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料賦課方式の変更と保険料軽減の経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料賦課の所得割算定方式を「住民税方式」から「旧ただし書き方式」に変更</li> <li>・賦課方式変更に伴い、保険料負担の増加する階層が生じることから、平成 23 年度と平成 24 年度の 2 年間、住民税非課税と「旧ただし書き所得」が課税標準額の 1.5 倍を超える場合を対象に、3 段階の区分で保険料を軽減する経過措置を設ける</li> </ul> <p>2 保険料の改定</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 80 を 100 分の 6.13 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>500,000 円を 510,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td colspan="3">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 23 を 100 分の 1.96 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>130,000 円を 140,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 16 を 100 分の 0.98 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>12,000 円を 13,200 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>100,000 円を 120,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>出産育児一時金の支給額</p> <p>平成 23 年 4 月以降も現行の 42 万円を維持する。小規模な診療所・助産所等を対象に従来の受取代理制度を復活</p> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成 22 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 24 年 3 月までの 1 年間継続</p>	医療分	所得割料率	100 分の 80 を 100 分の 6.13 に改定		限度額	500,000 円を 510,000 円に改定	後期高齢者支援金分				所得割料率	100 分の 23 を 100 分の 1.96 に改定		限度額	130,000 円を 140,000 円に改定	介護分	所得割料率	100 分の 16 を 100 分の 0.98 に改定		均等割額	12,000 円を 13,200 円に改定		限度額	100,000 円を 120,000 円に改定						
医療分	所得割料率	100 分の 80 を 100 分の 6.13 に改定																													
	限度額	500,000 円を 510,000 円に改定																													
後期高齢者支援金分																															
	所得割料率	100 分の 23 を 100 分の 1.96 に改定																													
	限度額	130,000 円を 140,000 円に改定																													
介護分	所得割料率	100 分の 16 を 100 分の 0.98 に改定																													
	均等割額	12,000 円を 13,200 円に改定																													
	限度額	100,000 円を 120,000 円に改定																													
<p>24. 3</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 6.13 を 100 分の 6.28 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>31,200 円を 30,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>510,000 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td colspan="3">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 1.96 を 100 分の 2.23 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>8,700 円を 10,200 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>140,000 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 0.98 を 100 分の 1.38 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>13,200 円を 14,100 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>100,000 円を 120,000 円に改定</td> </tr> </table>	医療分	所得割料率	100 分の 6.13 を 100 分の 6.28 に改定		均等割額	31,200 円を 30,000 円に改定		限度額	510,000 円で前年度と同	後期高齢者支援金分				所得割料率	100 分の 1.96 を 100 分の 2.23 に改定		均等割額	8,700 円を 10,200 円に改定		限度額	140,000 円で前年度と同	介護分	所得割料率	100 分の 0.98 を 100 分の 1.38 に改定		均等割額	13,200 円を 14,100 円に改定		限度額	100,000 円を 120,000 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 6.13 を 100 分の 6.28 に改定																													
	均等割額	31,200 円を 30,000 円に改定																													
	限度額	510,000 円で前年度と同																													
後期高齢者支援金分																															
	所得割料率	100 分の 1.96 を 100 分の 2.23 に改定																													
	均等割額	8,700 円を 10,200 円に改定																													
	限度額	140,000 円で前年度と同																													
介護分	所得割料率	100 分の 0.98 を 100 分の 1.38 に改定																													
	均等割額	13,200 円を 14,100 円に改定																													
	限度額	100,000 円を 120,000 円に改定																													

24. 4	<p>2 保険料軽減の経過措置 前年度の賦課方式変更に伴い、住民税非課税と「旧ただし書き所得」が課税標準額の1.5倍を超える場合を対象に、3段階の区分で保険料を軽減する経過措置を前年度に引続き設ける</p> <p>法施行規則の一部改正（4.1 施行）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高額療養費の現物給付制度について、従前からの入院に加え外来を対象とする。</li> <li>2 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続 平成20年4月に70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成22年度1割に凍結したが、さらに平成25年3月までの1年間継続</li> <li>3 医療費改定 医科 1.55% 歯科 1.7% 調剤 0.46%引き上げ（4.1 改定） 薬価基準 1.38%引き下げ（4.1 改定）</li> </ol>																														
25. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 保険料の改定 <table data-bbox="475 992 1265 1458" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">医療分</td> <td style="padding-left: 20px;">所得割料率</td> <td>100分の6.28を100分の6.02に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">均等割額</td> <td>30,000円を30,600円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">限度額</td> <td>510,000円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 20px;">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">所得割料率</td> <td>100分の2.23を100分の2.34に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">均等割額</td> <td>10,200円を10,800円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">限度額</td> <td>140,000円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">介護分</td> <td style="padding-left: 20px;">所得割料率</td> <td>100分の1.38を100分の1.64に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">均等割額</td> <td>14,100円を15,000円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">限度額</td> <td>120,000円で前年度と同</td> </tr> </table> </li> <li>2 住民税非課税者の保険料軽減措置 平成23年度の賦課方式変更に伴う経過措置は終了とする。新たに「住民税非課税者」を対象に25年度、26年度の2年間、減額措置を実施する。</li> <li>3 国保から後期高齢者医療制度に移行した方のいる世帯の保険料軽減特例措置 移行して5年以内の方を対象としていたものを、移行した全ての方を対象とするよう改定する。</li> </ol> <p>高額療養費資金及び出産費資金貸付基金の見直し 介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金と統合し、かつ基金額を1千万円とした。介護貸付基金は廃止する。</p>	医療分	所得割料率	100分の6.28を100分の6.02に改定		均等割額	30,000円を30,600円に改定		限度額	510,000円で前年度と同	後期高齢者支援金分				所得割料率	100分の2.23を100分の2.34に改定		均等割額	10,200円を10,800円に改定		限度額	140,000円で前年度と同	介護分	所得割料率	100分の1.38を100分の1.64に改定		均等割額	14,100円を15,000円に改定		限度額	120,000円で前年度と同
医療分	所得割料率	100分の6.28を100分の6.02に改定																													
	均等割額	30,000円を30,600円に改定																													
	限度額	510,000円で前年度と同																													
後期高齢者支援金分																															
	所得割料率	100分の2.23を100分の2.34に改定																													
	均等割額	10,200円を10,800円に改定																													
	限度額	140,000円で前年度と同																													
介護分	所得割料率	100分の1.38を100分の1.64に改定																													
	均等割額	14,100円を15,000円に改定																													
	限度額	120,000円で前年度と同																													

<p>25. 4</p> <p>10</p>	<p>高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成20年4月に70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成22年度1割に凍結したが、さらに平成26年3月までの1年間継続</p> <p>ジェネリック差額通知実施（25.7月調剤分）</p>
<p>26. 3</p> <p>4</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の6.02を100分の6.30に改定 均等割額 30,600円を32,400円に改定 限度額 510,000円で前年度と同</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割料率 100分の2.34を100分の2.17に改定 均等割額 10,800円で前年度と同 限度額 140,000円を160,000円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の1.64を100分の1.56に改定 均等割額 15,000円を15,300円に改定 限度額 120,000円を140,000円に改定</p> <p>2 保険料均等割軽減の拡大 5割軽減対象世帯の拡大と減額判定基準額の引き上げ、また、2割減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 住民税非課税者の保険料軽減措置 25年度に引き続き26年度まで、「住民税非課税者」を対象に減額措置を実施する。</p> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合の見直し 平成26年4月1日以降に70歳になる被保険者から、一部負担金の所得に応じた負担割合を2割または3割とする。ただし、それ以前に70歳になった被保険者で2割と判定された方は、1割のまま継続される。</p> <p>医療費改定 医科0.82% 歯科0.99% 調剤0.22%引き上げ（4.1改定） 薬価基準0.63%引き下げ（4.1改定）</p>

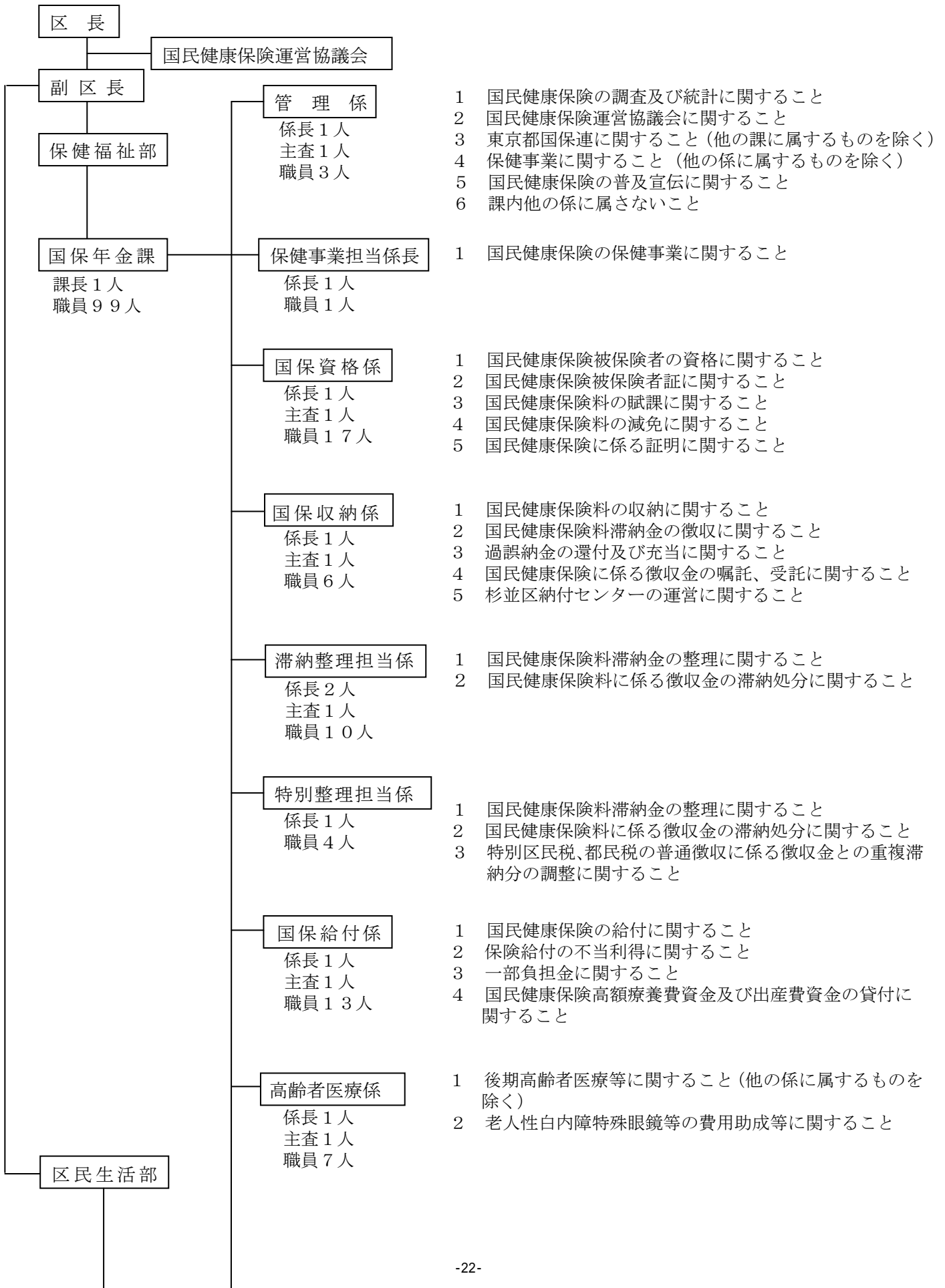
27.	1	<p>法施行令の一部改正（1.1 施行）</p> <p>① 70歳未満の高額療養費の自己負担限度額を改正</p> <p>旧ただし書き所得 901万円超  <math>252,600 \text{円} + (\text{医療費} - 842,000 \text{円}) \times 0.01</math></p> <p>旧ただし書き所得 600万円～901万円以下  <math>167,400 \text{円} + (\text{医療費} - 558,000 \text{円}) \times 0.01</math></p> <p>旧ただし書き所得 210万円～600万円以下  <math>80,100 \text{円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{円}) \times 0.01</math></p> <p>旧ただし書き所得 210万円以下  57,600円</p> <p>② 70歳未満の高額介護合算療養費の自己負担限度額を改正</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">旧ただし書き所得 901万円超</td> <td style="text-align: right;">2,120,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">旧ただし書き所得 600万円～901万円以下</td> <td style="text-align: right;">1,410,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">旧ただし書き所得 210万円～600万円以下</td> <td style="text-align: right;">670,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">旧ただし書き所得 210万円以下</td> <td style="text-align: right;">600,000円</td> </tr> </table>	旧ただし書き所得 901万円超	2,120,000円	旧ただし書き所得 600万円～901万円以下	1,410,000円	旧ただし書き所得 210万円～600万円以下	670,000円	旧ただし書き所得 210万円以下	600,000円																					
旧ただし書き所得 901万円超	2,120,000円																														
旧ただし書き所得 600万円～901万円以下	1,410,000円																														
旧ただし書き所得 210万円～600万円以下	670,000円																														
旧ただし書き所得 210万円以下	600,000円																														
3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">医療分</td> <td style="padding-left: 20px;">所得割料率</td> <td>100分の6.30を100分の6.45に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">均等割額</td> <td>32,400円を33,900円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">限度額</td> <td>510,000円を520,000円に改定</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-left: 20px;">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">所得割料率</td> <td>100分の2.17を100分の1.98に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">均等割額</td> <td>10,800円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">限度額</td> <td>160,000円を170,000円に改定</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">介護分</td> <td style="padding-left: 20px;">所得割料率</td> <td>100分の1.56を100分の1.45に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">均等割額</td> <td>15,300円を14,700円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">限度額</td> <td>140,000円を160,000円に改定</td> </tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大  5割軽減対象世帯の拡大と減額判定基準額の引き上げ、また、2割減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 財政運営の都道府県単位化の推進  保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同安定化事業を恒久化する。</p>	医療分	所得割料率	100分の6.30を100分の6.45に改定		均等割額	32,400円を33,900円に改定		限度額	510,000円を520,000円に改定	後期高齢者支援金分				所得割料率	100分の2.17を100分の1.98に改定		均等割額	10,800円で前年度と同		限度額	160,000円を170,000円に改定	介護分	所得割料率	100分の1.56を100分の1.45に改定		均等割額	15,300円を14,700円に改定		限度額	140,000円を160,000円に改定
医療分	所得割料率	100分の6.30を100分の6.45に改定																													
	均等割額	32,400円を33,900円に改定																													
	限度額	510,000円を520,000円に改定																													
後期高齢者支援金分																															
	所得割料率	100分の2.17を100分の1.98に改定																													
	均等割額	10,800円で前年度と同																													
	限度額	160,000円を170,000円に改定																													
介護分	所得割料率	100分の1.56を100分の1.45に改定																													
	均等割額	15,300円を14,700円に改定																													
	限度額	140,000円を160,000円に改定																													

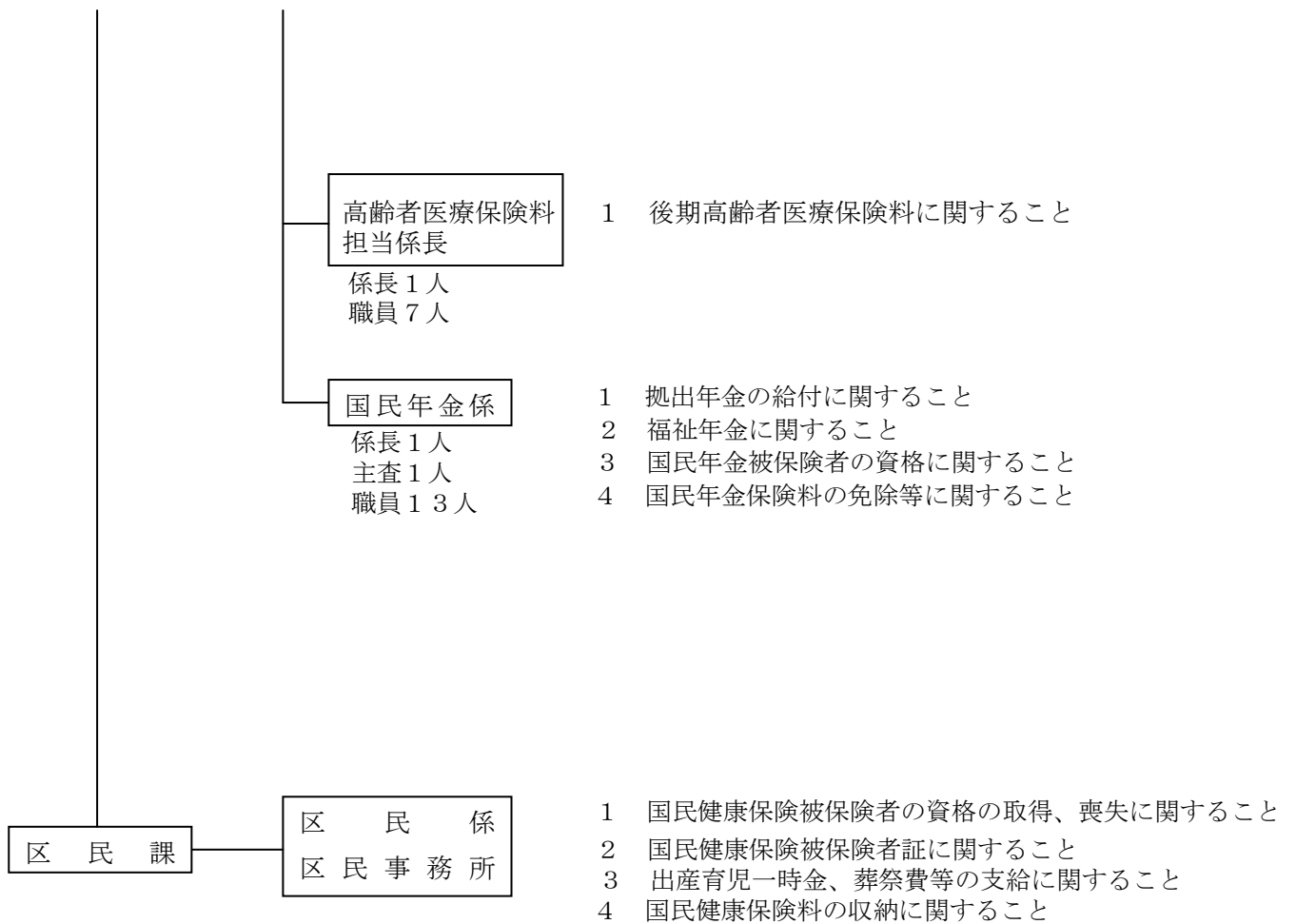


## 2. 事務機構

### (1) 事務分掌

(平成27年4月1日)





(2) 係別職員職員数の状況

	管理係	係長 保健事業担当	国保資格係	国保収納係	係長 滞納整理担当	係長 特別整理担当	国保給付係	高齢者医療係	準備担当係長 後期高齢者医療	国民年金係	計
昭 59.7.1	7		22	26	6		14				75
平 1.4.1	6		21	25	7		16				75
6.4.1	6		20	29	3		18				76
10.4.1	6		20	28	3		16				73
11.4.1	6		20	28	3		16				73
12.4.1	5		21	28	3		16				73
13.4.1	6		20	30	3		16				75
14.4.1	6		20	31	3		16				76
15.4.1	6		20	24	6	1	17	18			92
16.4.1	6		20	25	5	1	17	18			91
17.4.1	6		20	25	5	1	17	18		17	109
18.4.1	6		21	25	5	1	15	18		18	108
19.4.1	7	3	21	28	2	1	15	15	2	16	110
20.4.1	6	2	19	25	2	1	15	19		16	105
21.4.1	6	2	19	25	2	1	15	18		17	105
22.4.1	6	2	20	26	2	1	17	17		16	107
23.4.1	6	2	19	24	2	1	16	17		16	103
24.4.1	6	2	19	24	2	1	16	16		16	102
25.4.1	6	2	19	24	2	1	16	16		16	102
26.4.1	6	2	19	23	2	1	15	17		15	100
27.4.1	6	2	19	23	2	1	15	17		15	100

\* 課長は管理係に含む

### 3. 運営協議会

#### (1) 運営協議会

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険第11条の規定に基づいて設置された区長の諮問機関であり、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について区長の諮問に応じて審議します。

##### 審議事項

- ア 国民健康保険に係る条例規則等の制定及び改廃に関すること
- イ 療養の給付の充実及び改善に関すること
- ウ 保険料の賦課徴収方法に関すること
- エ 前各号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

##### 委員構成(定員20名)

- ア 被保険者を代表する委員 6人
- イ 保険医または保険薬剤師を代表する委員 6人
- ウ 公益を代表する委員 6人
- エ 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

#### (2) 開催状況

##### 平成26年度

第 1 回	27. 2. 16	1	国民健康保険料の料率等の改正について。(諮問)
-------	-----------	---	-------------------------

##### 平成25年度

第 1 回	26. 1. 30	1	国民健康保険料の料率等の改正について。(諮問)
-------	-----------	---	-------------------------

##### 平成24年度

第 1 回	25. 2. 18	1	国民健康保険料の料率等の改正について。(諮問)
-------	-----------	---	-------------------------

##### 平成23年度

第 1 回	24. 1. 31	1	国民健康保険料の料率等の改正について。(諮問)
-------	-----------	---	-------------------------

##### 平成22年度

第 1 回	23. 1. 31	1	国民健康保険料の料率等の改定について。(諮問)
-------	-----------	---	-------------------------

##### 平成21年度

第 1 回	21. 5. 20	1	出産育児一時金の改定について。(諮問)
第 2 回	22. 1. 28	1	国民健康保険料の料率等の改定について。(諮問)

##### 平成20年度

第 1 回	20. 10. 29	1	出産育児一時金の改定について。(諮問)
第 2 回	21. 1. 28	1	国民健康保険料の料率等の改定について。(諮問)

##### 平成19年度

第 1 回	20. 2. 4	1	平成20年度国民健康保険料の料率等の改正について。(諮問)
		2	一部負担金の割合の改正について。(諮問)

## (3) 委員名簿

(平成27年3月31日現在)

代 表	氏 名	備 考
被保険者を 代表する委員	綾部 庄一	杉並区国民健康保険被保険者
	香取 モト子	杉並区国民健康保険被保険者
	高田 芳作	杉並区国民健康保険被保険者
	鶴田 吉野	杉並区国民健康保険被保険者
	中川 洋子	杉並区国民健康保険被保険者
	馬場 容子	杉並区国民健康保険被保険者
保険医または 保険薬剤師を 代表する委員	藤多 和義	杉並区医師会会長
	甲田 潔	杉並区医師会副会長
	塚田 訓子	杉並区医師会理事
	細見 洋泰	杉並区歯科医師会会長
	山内 豪之	杉並区歯科医師会副会長
	北原 眞純	杉並区薬剤師会会長
公益を 代表する委員	島田 敏光	杉並区議会議員（区議会保健福祉委員会委員長）
	脇坂 たつや	杉並区議会議員（区議会保健福祉委員会副委員長）
	安江 水城	杉並区町会連合会常任理事
	斉藤 信夫	杉並区商店会連合会副会長
	高 武征	杉並区社会福祉協議会副会長
	中島 洋	杉並区民生委員児童委員協議会 阿佐ヶ谷地区副会長
被用者保険等 保険者を 代表する委員	北村 道直	ミサワホーム健康保険組合常務理事
	和田 義文	岩崎通信機健康保険組合常務理事

## 4. 被 保 險 者

### (1) 被 保 險 者 加 入 状 況

区 人 口			被 保 險 者 数 等					国保加入率	
年 月 日	世 帯 数	人 員	加 入 世 帯 数	被 保 險 者 総 数	一 般 被 保 險 者	退 職 被 保 險 者 等	老人保健 医 療 对 象 者	世 帯	人 員
	世 帯	人	世 帯	人	人	人	人		
34. 12. 1	128,197	464,092	35,048	99,441	99,441	-	-	27.34%	21.43%
35. 4. 1	131,876	471,777	35,723	99,596	99,596	-	-	27.09%	21.11%
40. 4. 1	197,419	519,824	42,244	107,660	107,660	-	-	21.40%	20.71%
45. 4. 1	205,911	520,357	55,321	128,750	128,750	-	-	26.87%	24.74%
50. 4. 1	223,804	531,374	67,656	152,251	152,251	-	-	30.23%	28.65%
55. 4. 1	225,140	518,962	75,271	158,300	158,300	-	-	33.43%	30.50%
60. 4. 1	235,275	519,145	82,162	158,302	126,352	9,298	22,652	34.92%	30.49%
2. 4. 1	248,600	521,570	92,173	161,711	121,217	11,968	28,526	37.08%	31.00%
7. 4. 1	257,428	512,328	100,855	166,764	118,945	12,299	35,520	39.18%	32.55%
12. 4. 1	270,999	513,180	118,657	186,334	125,728	14,139	46,467	43.79%	36.31%
17. 4. 1	287,106	524,819	131,718	202,240	134,373	20,886	46,981	45.88%	38.54%
18. 4. 1	290,882	528,417	132,110	201,567	133,817	22,609	45,141	45.42%	38.15%
19. 4. 1	294,893	531,675	132,277	200,430	133,081	24,211	43,138	44.86%	37.70%
20. 4. 1	299,467	536,657	106,527	155,690	151,145	4,545	-	35.57%	29.01%
21. 4. 1	302,408	539,584	106,424	155,455	151,081	4,374	-	35.19%	28.81%
22. 4. 1	302,099	539,211	106,061	154,559	150,206	4,353	-	35.11%	28.66%
23. 4. 1	301,277	538,703	105,737	153,894	149,171	4,723	-	35.10%	28.57%
24. 4. 1	301,873	539,482	104,620	151,940	147,560	4,380	-	34.66%	28.16%
25. 4. 1	300,905	541,253	103,761	149,907	145,888	4,019	-	34.48%	27.70%
26. 4. 1	303,516	545,210	102,899	147,429	144,049	3,380	-	33.90%	27.04%
27. 4. 1	307,131	549,998	102,093	145,033	142,045	2,988	-	33.24%	26.37%

注 区人口は外国人住民を含む

(2) 年度平均被保険者数

年 度	世帯数	被 保 険 者 総 数	一 般 被 保 険 者	退 職 被 保 険 者 等	老 健 医 療 対 象 者	左の構成割合		
		A	B	C	D	B / A	C / A	D / A
	世帯	人	人	人	人			
35	37,002	101,244	101,244	—	—	100.00%	—	—
40	42,781	108,787	108,787	—	—	100.00%	—	—
45	57,321	132,886	132,886	—	—	100.00%	—	—
50	68,649	153,399	153,399	—	—	100.00%	—	—
55	76,032	157,927	157,927	—	—	100.00%	—	—
60	83,858	159,942	126,624	10,076	23,242	79.17%	6.30%	14.53%
2	92,527	160,726	119,446	12,079	29,201	74.32%	7.51%	18.17%
7	102,494	170,208	120,541	12,825	36,842	70.82%	7.53%	21.65%
12	120,850	189,239	127,297	14,374	47,568	67.27%	7.60%	25.14%
17	133,128	203,602	136,299	21,310	46,090	66.94%	10.47%	22.64%
18	133,408	202,541	134,883	23,581	44,080	66.60%	11.64%	21.76%
19	132,865	200,387	134,287	23,661	42,439	67.01%	11.81%	21.18%
20	106,546	155,917	151,699	4,218	—	97.29%	2.71%	—
21	106,688	155,557	151,299	4,258	—	97.26%	2.74%	—
22	106,536	155,054	150,420	4,634	—	97.01%	2.99%	—
23	105,600	153,408	148,924	4,484	—	97.08%	2.92%	—
24	104,601	151,366	147,118	4,248	—	97.19%	2.81%	—
25	103,818	149,259	145,651	3,608	—	97.58%	2.42%	—
26	102,702	146,488	143,431	3,057	—	97.91%	2.09%	—

注 端数処理の関係で、AとB・C・Dの合計が一致しない場合がある。

## (3) 年齢階層別被保険者

(平成27年4月1日現在)

区分 年齢	区人口			被保険者内訳				
	男	女	計	男	女	計	構成比	加入率
	人	人	人	人	人	人		
0～4	10,377	9,878	20,255	1,436	1,363	2,799	1.93%	13.82%
5～9	9,121	8,805	17,926	1,349	1,320	2,669	1.84%	14.89%
10～14	8,916	8,486	17,402	1,421	1,276	2,697	1.86%	15.50%
15～19	9,363	9,199	18,562	1,653	1,711	3,364	2.32%	18.12%
20～24	15,658	16,806	32,464	3,814	3,916	7,730	5.33%	23.81%
25～29	22,696	23,593	46,289	5,381	5,134	10,515	7.25%	22.72%
30～34	24,710	24,628	49,338	6,120	5,004	11,124	7.67%	22.55%
35～39	24,048	23,690	47,738	6,048	4,786	10,834	7.47%	22.69%
40～44	23,365	24,473	47,838	6,062	5,134	11,196	7.72%	23.40%
45～49	21,296	21,484	42,780	5,627	4,830	10,457	7.21%	24.44%
50～54	18,143	18,113	36,256	4,757	4,612	9,369	6.46%	25.84%
55～59	14,724	14,730	29,454	4,061	4,830	8,891	6.13%	30.19%
60～64	13,752	14,391	28,143	5,279	7,150	12,429	8.57%	44.16%
65～69	15,124	16,430	31,554	9,065	11,603	20,668	14.25%	65.50%
70～74	11,662	14,325	25,987	8,397	11,850	20,247	13.96%	77.91%
75～79	8,662	12,204	20,866	15	29	44	0.03%	0.21%
80～84	6,827	11,204	18,031	0	0	0	0.00%	0.00%
85～89	3,968	7,914	11,882	0	0	0	0.00%	0.00%
90～94	1,379	3,916	5,295	0	0	0	0.00%	0.00%
95以上	354	1,584	1,938	0	0	0	0.00%	0.00%
合計	264,145	285,853	549,998	70,485	74,548	145,033	100.00%	26.37%
60以上	61,728	81,968	143,696	22,756	30,632	53,388	36.81%	37.15%
65以上	47,976	67,577	115,553	17,477	23,482	40,959	28.24%	35.45%
70以上	32,852	51,147	83,999	8,412	11,879	20,291	13.99%	24.16%

※75～79までの人数は4月1日及び4月2日に75歳の誕生日を迎えた者を含む

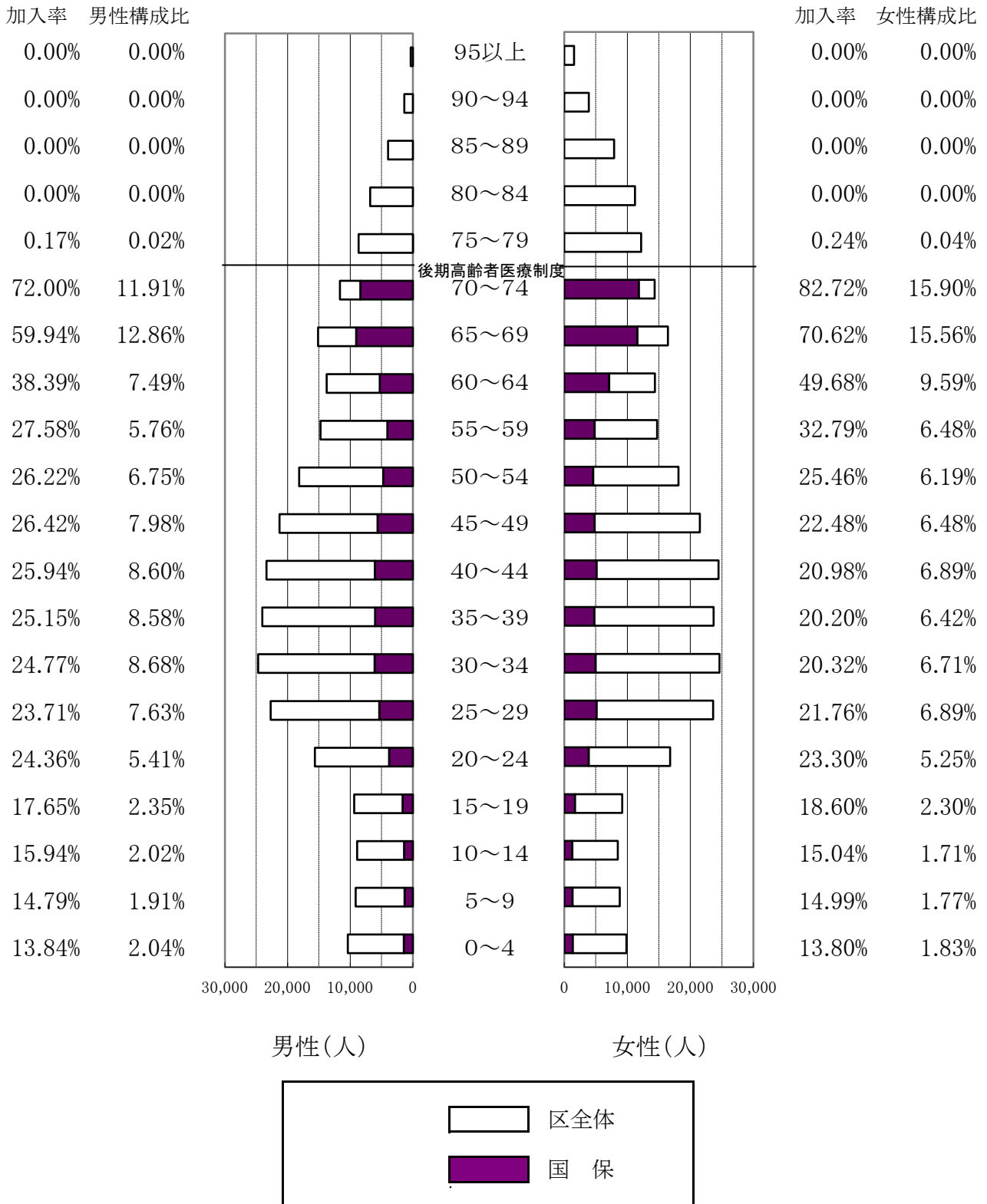
※区人口は外国人住民を含む



(4) 年齢階層別人口分布図

(平成27年4月1日現在)

杉並区全体と国民健康保険被保険者の年齢階層別人口分布比較



(5) 資格取得状況

年 度	転入		組 合 国 保 か ら		社 会 保 険 か ら		生 活 保 護 か ら		出 生		そ の 他		計	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
22	9,330	12,377	775	1,793	14,068	25,488	140	248	-	674	3,207	2,858	27,520	43,438
23	9,412	12,456	805	1,894	13,563	24,538	138	238	-	749	2,902	2,162	26,820	42,037
24	10,125	13,261	717	1,577	13,155	23,482	156	232	-	670	2,483	2,233	26,636	41,455
25	10,972	14,280	771	1,719	13,087	23,461	183	274	-	647	2,206	1,671	27,219	42,052
26	11,121	14,341	508	1,109	13,066	23,057	180	279	-	679	2,103	1,714	26,978	41,179

参考(年度平均)

年度	全世帯数 世帯	全被保険者数 人
22	106,536	155,054
23	105,600	153,408
24	104,601	151,366
25	103,818	149,259
26	102,702	146,488

(6) 資格喪失状況

年 度	転出		組 合 国 保 へ		社 会 保 険 へ		生 活 保 護 へ		死 亡		そ の 他		計	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
22	10,858	15,993	551	1,111	11,211	20,244	867	1,369	385	708	3,972	4,678	27,844	44,103
23	10,674	15,872	540	1,131	11,553	20,541	754	1,084	394	728	4,022	4,635	27,937	43,991
24	10,216	15,461	508	1,122	11,715	20,761	636	837	345	696	4,075	4,611	27,495	43,488
25	9,968	14,744	617	1,324	12,682	22,676	607	896	352	655	3,855	4,235	28,081	44,530
26	9,561	13,864	605	1,303	12,809	22,614	534	784	355	698	3,920	4,312	27,784	43,575

資格得喪合計		異動率	
世帯	人員	世帯	人員
55,364	87,541	51.97%	56.46%
54,757	86,028	51.85%	56.08%
54,131	84,943	51.75%	56.12%
55,300	86,582	53.27%	58.01%
54,762	84,754	53.32%	57.86%

## (7) 外国人国民健康保険加入状況

(平成27年4月1日現在)

国 籍 名	外国人住民 (人)	被保険者 (人)	加 入 割 合	構 成 比
中 国	4,290	2,752	64.15%	38.66%
韓 国 又 は 朝 鮮	2,546	1,289	50.63%	18.11%
フ ィ リ ピ ン	439	260	59.23%	3.65%
米 国	604	292	48.34%	4.10%
ベ ト ナ ム	640	587	91.72%	8.25%
ネ パ ー ル	974	790	81.11%	11.10%
イ ン ド	99	68	68.69%	0.96%
タ イ	200	121	60.50%	1.70%
ミ ャ ン マ ー	136	85	62.50%	1.19%
英 国	257	116	45.14%	1.63%
フ ラ ン ス	174	89	51.15%	1.25%
カ ナ ダ	132	46	34.85%	0.65%
オ ー ス ト ラ リ ア	128	58	45.31%	0.81%
イ ン ド ネ シ ア	85	33	38.82%	0.46%
イ タ リ ア	80	56	70.00%	0.79%
ブ ラ ジ ル	70	31	44.29%	0.44%
ロ シ ア	67	36	53.73%	0.51%
ド イ ツ	65	27	41.54%	0.38%
イ ラ ン	39	16	41.03%	0.22%
マ レ ー シ ア	39	21	53.85%	0.29%
モ ン ゴ ル	39	24	61.54%	0.34%
バ ン グ ラ デ シ ュ	38	29	76.32%	0.41%
ト ル コ	36	28	77.78%	0.39%
シ ン ガ ポ ー ル	35	16	45.71%	0.22%
ス ペ イ ン	34	17	50.00%	0.24%
ス ウ ェ ー デ ン	33	20	60.61%	0.28%
パ キ ス タ ン	26	17	65.38%	0.24%
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	25	11	44.00%	0.15%
コ ロ ン ビ ア	24	13	54.17%	0.18%
ペ ル ー	24	11	45.83%	0.15%
無 国 籍	13	2	15.38%	0.03%
そ の 他 の 国	289	158	54.67%	2.22%
合 計	11,680	7,119	60.95%	100.00%

\* 医療保険の社会保障協定国・・・アメリカ、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ、スイス、ハンガリー

## (8) 高齢受給者証

平成20年4月1日から、後期高齢者医療制度の創設により75歳（65歳から74歳で一定の障害がある方は、後期高齢者医療制度に任意で加入することができます。）の方が国民健康保険の資格を喪失することになりました。後期高齢者医療制度の適用を受けていない、国民健康保険被保険者に対して、引き続き、70歳の誕生日の翌月1日（1日生まれの方はその月1日）発効の「高齢受給者証」を交付しています。医療機関受診の際は、国民健康保険被保険者証とあわせて提示することになります。

負担割合は、同一世帯内の70歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、前年度所得を基に2割又は3割（一定以上所得者）を判定します。

毎年、8月1日に更新し、負担割合も再判定します。

高齢受給者証交付状況

(平成27年4月1日)

一般		一定以上所得者	合計
16,165人			
1割負担※	2割負担	3割負担	
13,422人	2,743人	3,726人	19,891人

※昭和19年4月1日以前生まれの被保険者の特例措置

## 5. 保険給付

### (1) 療養給付費

#### ① 療養の給付

##### ア 範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術その他の治療
- ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・保険外併用療養費

保険医療機関での、評価療養(高度医療技術を用いた等の療養であり、厚生労働大臣が定めるもの)又は選定療養(特別な病室の提供、その他厚生労働大臣が定める療養)のうち、基礎的な診療部分について支給します。

##### イ 一部負担金の割合

- ・義務教育就学前:2割
- ・70歳未満(義務教育就学前を除く):3割
- ・70歳以上:2割(所得により3割。また、2割と判定された方内、昭和19年4月1日以前に生まれた方は1割)

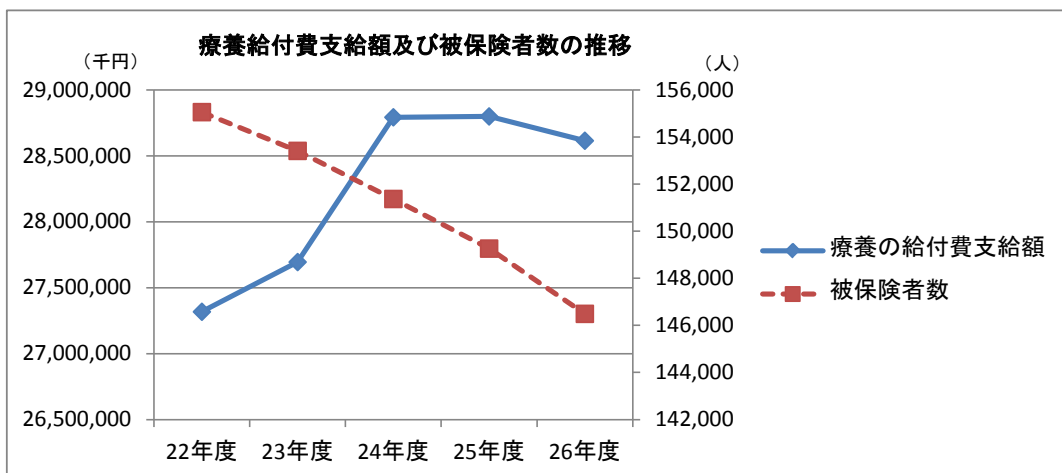
##### ウ 療養の給付の方法

被保険者は保険医療機関等に被保険者証を提示し、診療を受け、一部負担金を支払います。保険者は医療費の総額から一部負担金を除いたものを、療養給付費として保険医療機関等に支払います。

療養給付費支給状況

年度	件数	支給額		前年比
		円	%	
22	一般	2,093,678	26,106,032,956	101
	退職	92,854	1,211,142,350	104
	計	2,186,532	27,317,175,306	102
23	一般	2,095,692	26,438,136,958	101
	退職	94,560	1,255,967,451	104
	計	2,190,252	27,694,104,409	101
24	一般	2,108,538	27,590,860,036	104
	退職	90,102	1,201,030,775	96
	計	2,198,640	28,791,890,811	104
25	一般	2,103,793	27,696,198,101	100
	退職	78,515	1,102,177,432	92
	計	2,182,308	28,798,375,533	100
26	一般	2,101,152	27,711,436,331	100
	退職	66,084	902,606,033	82
	計	2,167,236	28,614,042,364	99

(決算数値)



② 入院時食事療養費及び入院時生活療養費

入院時の食事に要した費用のうち、被保険者が負担する標準負担額を控除した額を、入院時食事療養費として支給します。同様に特定長期入院被保険者(療養病床への入院等により、療養の給付を受ける65歳以上の者)に生活療養費に要した費用について入院時生活療養費を支給します。所得や年齢、入院日数により標準負担額の減額制度があります。

入院時食事療養費の状況

年 度		件 数	日 数	費 用 額	支 給 額
		件	日	円	円
22	一 般	21,223	872,944	583,117,760	379,941,633
	退 職	934	34,046	22,625,782	14,163,398
	計	22,157	906,990	605,743,542	394,105,031
23	一 般	21,261	862,967	575,684,268	376,915,828
	退 職	918	32,178	21,458,916	13,616,472
	計	22,179	895,145	597,143,184	390,532,300
24	一 般	21,102	841,675	562,256,465	369,986,780
	退 職	841	28,592	19,261,642	12,465,422
	計	21,943	870,267	581,518,107	382,452,202
25	一 般	21,238	842,878	560,590,481	370,842,856
	退 職	795	29,950	20,046,540	12,971,790
	計	22,033	872,828	580,637,021	383,814,646
26	一 般	21,152	832,061	555,442,221	368,812,761
	退 職	651	22,843	15,429,224	9,840,244
	計	21,803	854,904	570,871,445	378,653,005

(事業年報)

③ 入院時食事療養費標準負担額差額支給

住民税非課税世帯の方が入院し、やむを得ない理由で減額認定の申請が遅れた場合、後日差額を現金給付します。

入院時食事療養費標準負担額差額支給状況

年 度		件 数	支 給 額
		件	円
22	一 般	59	264,310
	退 職	2	1,600
	計	61	265,910
23	一 般	144	466,680
	退 職	3	3,950
	計	147	470,630
24	一 般	49	180,710
	退 職	1	2,850
	計	50	183,560
25	一 般	43	112,830
	退 職	2	4,650
	計	45	117,480
26	一 般	27	69,450
	退 職	0	0
	計	27	69,450

(事業年報)

## (2) 療養費

### ① 範囲

- ・やむを得ない理由で被保険者証が提示できない場合や、国保を扱っていない医療機関で診療を受けた場合
- ・医師の同意または診断により補装具を作った場合
- ・医師の同意または診断によりマッサージ・はり灸の施術を受けた場合
- ・骨折やねんざなどで接骨院の施術を受けた場合
- ・海外療養費(旅行や出張などで急な病気や負傷のため海外で診療を受けた場合)

### ② 給付割合

療養の給付に準じる

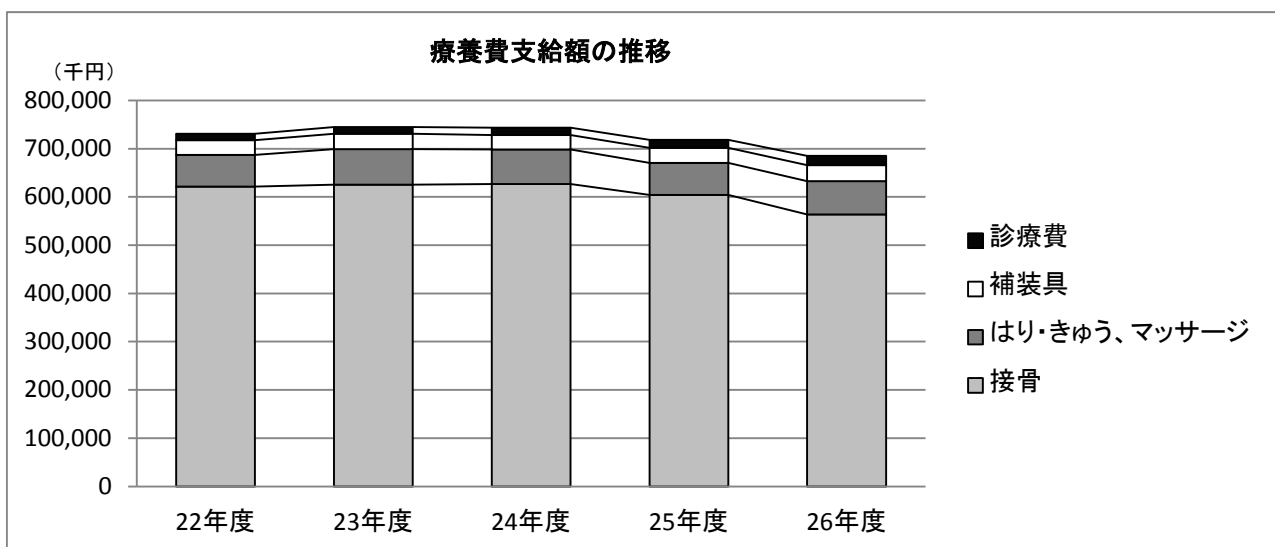
### ③ 給付方法

世帯主の申請に基づき、現金給付する

### 療養費支給状況

年度		接 骨		はり・きゅう、マッサージ		補 装 具		診 療 費		合 計	
		件数 件	支 給 額 円	件数 件	支 給 額 円	件数 件	支 給 額 円	件数 件	支 給 額 円	件数 件	支 給 額 円
22	一般	85,538	600,457,817	3,809	62,277,881	1,146	29,642,654	1,365	12,835,617	91,858	705,213,969
	退職	3,061	20,808,960	178	3,316,713	35	1,133,313	5	159,420	3,279	25,418,406
	計	88,599	621,266,777	3,987	65,594,594	1,181	30,775,967	1,370	12,995,037	95,137	730,632,375
23	一般	88,113	602,800,079	4,300	70,660,229	1,114	29,924,852	1,403	14,099,643	94,930	717,484,803
	退職	3,452	22,565,134	203	3,330,354	47	1,407,625	15	266,900	3,717	27,570,013
	計	91,565	625,365,213	4,503	73,990,583	1,161	31,332,477	1,418	14,366,543	98,647	745,054,816
24	一般	92,493	607,371,378	4,267	68,852,070	1,092	28,332,866	2,211	14,839,625	100,063	719,395,939
	退職	3,316	19,336,075	218	3,019,637	51	1,215,214	39	476,348	3,624	24,047,274
	計	95,809	626,707,453	4,485	71,871,707	1,143	29,548,080	2,250	15,315,973	103,687	743,443,213
25	一般	91,770	587,147,807	4,007	64,899,904	1,089	29,738,899	1,881	16,617,114	98,747	698,403,724
	退職	2,892	17,250,289	180	1,449,610	42	983,449	6	128,898	3,120	19,812,246
	計	94,662	604,398,096	4,187	66,349,514	1,131	30,722,348	1,887	16,746,012	101,867	718,215,970
26	一般	88,221	549,346,849	4,117	68,163,332	1,114	32,233,576	1,565	19,082,796	95,017	668,826,553
	退職	2,615	14,283,603	77	990,991	36	756,092	15	137,404	2,743	16,168,090
	計	90,836	563,630,452	4,194	69,154,323	1,150	32,989,668	1,580	19,220,200	97,760	684,994,643

(決算数値)



### (3) 移送費

#### ① 範囲

緊急かつやむを得ない理由で医師の指示により入院や転院などをするために自動車等を使用し、被保険者がその費用を負担した場合

#### ② 給付する額

被保険者が負担をした額の内、保険適用が認められた部分

#### ③ 給付方法

世帯主の申請に基づき、現金給付する

移送費支給状況

年度		件数	支給額
		件	円
22	一般	0	0
	退職	0	0
	計	0	0
23	一般	2	40,340
	退職	0	0
	計	2	40,340
24	一般	2	484,790
	退職	0	0
	計	2	484,790
25	一般	1	28,270
	退職	0	0
	計	1	28,270
26	一般	3	89,485
	退職	0	0
	計	3	89,485

(決算数値)



(4) 高額療養費

世帯の国保加入者が、同じ月に医療機関等で支払った一部負担金の額(入院・外来、医科・歯科別)が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。ただし、70歳未満の方の場合には、1つの医療機関等での一部負担金の額(入院・外来、医科・歯科別)が、21,000円以上のものが、高額療養費の計算対象となります。

① 70歳未満の方の自己負担限度額〔 〕は過去1年で4回目以降の多数回の限度額

○平成26年12月診療分以前

区 分	自 己 負 担 限 度 額
上 位 所 得 者	150,000円+(医療費総額-500,000円)×1% [83,400円]
一 般	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% [44,400円]
住民税非課税世帯	35,400円 [24,600円]

※上位所得者…世帯の国保加入者の住民税基礎控除後の所得の合計が600万円を超える世帯または、住民税の申告をしていない世帯員のいる世帯の方

○平成27年1月診療分以降

区 分	自 己 負 担 限 度 額
旧ただし書所得901万円超	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% [140,100円]
旧ただし書所得600万円超～901万円以下	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% [93,000円]
旧ただし書所得210万円超～600万円以下	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% [44,400円]
旧ただし書所得210万円以下	57,600円 [44,400円]
住民税非課税世帯	35,400円 [24,600円]

※旧ただし書所得…世帯の国保加入者の、総所得金額等から住民税基礎控除額を差し引いた額の合計  
 ※住民税の申告をしていない世帯員のいる世帯の方は、旧ただし書所得901万円超の区分となる

② 高齢受給者証対象者の自己負担限度額〔 〕は過去1年で4回目以降の多数回の限度額

区 分	自 己 負 担 限 度 額	
	外 来 (個人ごと)	外 来 + 入 院 (世帯単位)
一 定 以 上 所 得 者	44,400円	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%[44,400円]
一 般	12,000円	44,400円
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	24,600円
	低所得Ⅰ	15,000円

※一定以上所得者…課税所得が145万円以上の方。ただし、以下の場合は申告により、一般の限度額となります。

- ・70歳以上の方の旧ただし書所得の合計が210万円以下の場合(70歳以上の方に生年月日が昭和20年1月2日以降の方がいる場合のみ)
- ・70歳以上の方が1人の世帯で対象者の総収入金額が383万円未満の場合
- ・70歳以上の方が2人以上いる世帯で対象者の合計総収入金額が520万円未満の場合
- ・高齢受給者証対象者が一人で収入が383万円以上、かつ同一世帯で国保から後期高齢者医療制度に移られた方との収入の合計が520万円未満の場合

※低所得Ⅱ…世帯主と国民健康保険加入世帯員全員が、住民税非課税世帯の方

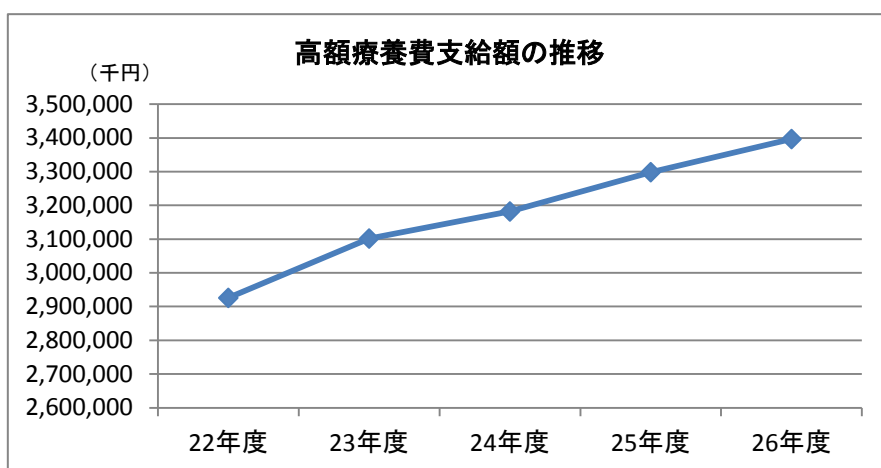
※低所得Ⅰ…低所得Ⅱのうち、国民健康保険加入世帯員それぞれの所得が一定基準以下の世帯の方

- ③ 70歳未満の方との世帯合算は、同じ月に同じ世帯で医療機関ごと(入院・外来、医科・歯科別)にそれぞれ21,000円以上の一部負担金を支払った場合にそれらを合算し、①の表の額を超えた場合、その超えた額を支給します。
- ④ 人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に限る)の疾病で治療を続ける必要がある被保険者に特定疾病療養受療証を交付し、一部負担金が同一月内に10,000円を超えた場合、その超えた額について現物給付します(人工透析を必要とする慢性腎不全の方で、70歳未満の上位所得者(平成27年1月以降は、旧ただし書所得600万円超の世帯の方)は20,000円を超えた場合)。
- ⑤ 70歳未満の方及び70～74歳の住民税非課税世帯の方に係る高額療養費について、事前申請により「限度額適用認定証(非課税世帯の方は限度額適用・標準負担額減額認定証)」の交付を受け医療機関の窓口にて提示することにより、窓口での負担が高額療養費の自己負担限度額までとなります。

○高額療養費支給状況及び限度額適用認定証発行件数

年 度	件 数	高額療養費 円	1件当り 高額療養費 円	限度額適用認定証	
				発行件数 件	
22	一 般	43,548	2,781,860,371	63,880	3,794
	退 職	1,414	143,918,409	101,781	176
	計	44,962	2,925,778,780	65,072	3,970
23	一 般	43,977	2,942,430,771	66,908	3,977
	退 職	1,397	159,264,750	114,005	261
	計	45,374	3,101,695,521	68,358	4,238
24	一 般	48,276	3,020,955,194	62,577	4,766
	退 職	1,539	160,961,720	104,589	226
	計	49,815	3,181,916,914	63,875	4,992
25	一 般	51,003	3,156,625,491	61,891	5,164
	退 職	1,431	141,799,170	99,091	194
	計	52,434	3,298,424,661	62,906	5,358
26	一 般	56,890	3,266,005,326	57,409	7,917
	退 職	1,328	130,639,155	98,373	261
	計	58,218	3,396,644,481	58,344	8,178

(決算数値)



(5) 高額介護合算療養費

世帯内で1年間に負担した、医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。

医療保険と介護保険の自己負担額のいずれかが0円である場合や限度額を超えた額が500円以下の場合には支給されません。

①自己負担限度額(平成25年8月～平成26年7月診療分)

	医療保険＋介護保険 (世帯内の70歳～74歳)		医療保険＋介護保険 (70歳未満を含む)
現役並み所得者・上位所得者	67万円		126万円
一般	56万円		67万円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	31万円	34万円
	低所得Ⅰ	19万円	

②高額介護合算療養費支給状況

年度		件数	高額介護合算療養費	1件当り 高額介護合算療養費
			円	円
22	一般	75	3,212,357	42,831
	退職	1	9,766	9,766
	計	76	3,222,123	42,396
23	一般	70	1,606,418	22,949
	退職	0	0	0
	計	70	1,606,418	22,949
24	一般	75	1,324,289	17,657
	退職	0	0	0
	計	75	1,324,289	17,657
25	一般	88	1,336,800	15,191
	退職	3	128,259	42,753
	計	91	1,465,059	16,100
26	一般	98	1,754,328	17,901
	退職	2	46,885	23,443
	計	100	1,801,213	18,012

(決算数値)

## (6) 出産育児一時金

被保険者が出産したときに、出生児1名につき42万円を支給します。妊娠85以上の死産や流産でも支給されます。出産育児一時金の支給は、次の①～③のいずれかの方法によります。

### ① 直接支払制度

被保険者が医療機関等に手続きをし、東京都国民健康保険団体連合会を通して区から医療機関等に出産育児一時金を支払う方法。

### ② 受取代理制度

医療機関等の記名・押印を受けた申請書を世帯主が区に提出することで、医療機関等が出産育児一時金を世帯主の代理として受取る方法。区は、医療機関等からの出生の報告を受け、医療機関等に対して出産育児一時金を支払う。

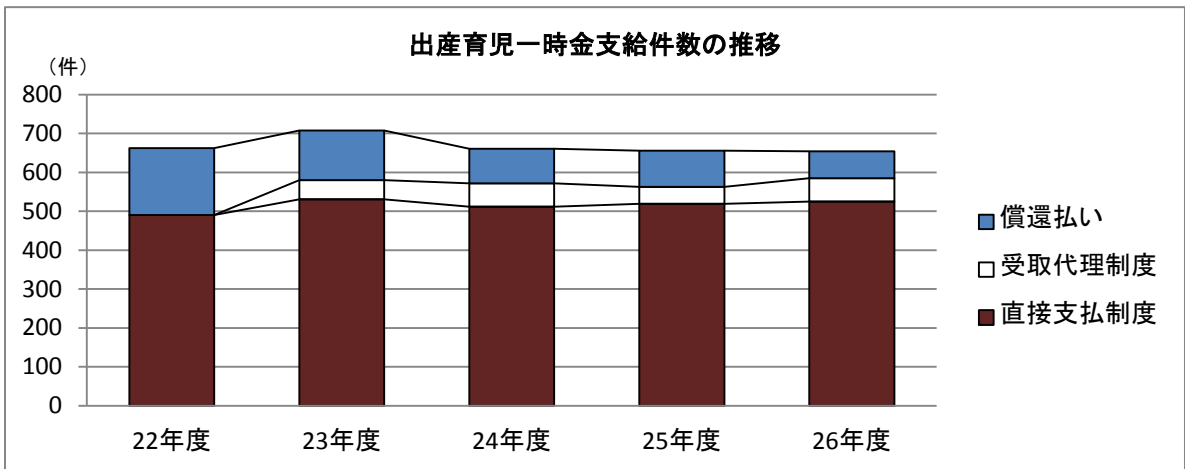
### ③ ①及び②以外(償還払い)

出生後に、世帯主からの請求により、世帯主へ支給する方法。

出産育児一時金支給状況

年度	件数 件	金額 円	内、直払い件数、割合		内、受取代理件数、割合	
			件	割合	件	割合
22	662	277,119,162	490	74.0%		
23	708	298,507,762	531	75.0%	49	6.9%
24	661	277,399,276	512	77.5%	60	9.1%
25	656	275,921,842	519	79.1%	44	6.7%
26	654	274,581,833	525	80.3%	60	9.2%

(決算数値)



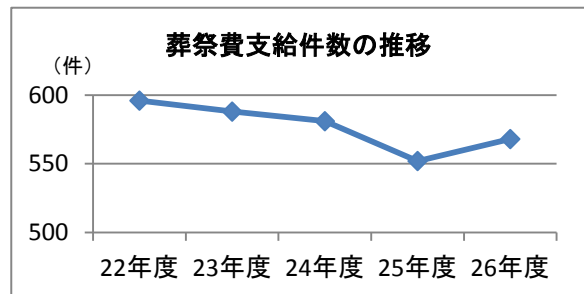
## (7) 葬祭費

被保険者が亡くなり葬儀を行ったときに、葬儀執行者の申請により支給します。支給額は7万円です。

葬祭費支給状況

年度	件数	金額
22	596	41,720,000
23	588	41,160,000
24	581	40,670,000
25	552	38,640,000
26	568	39,760,000

(決算数値)



(8) 結核・精神医療給付金

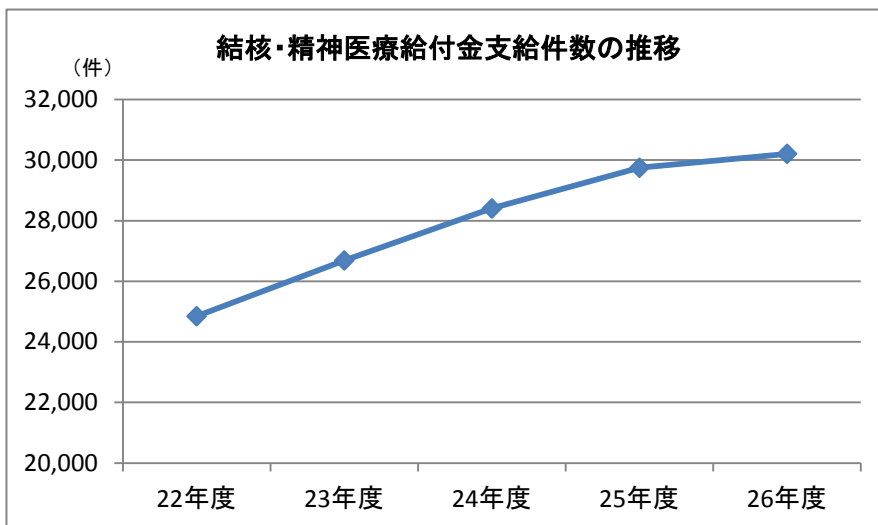
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核医療を受けている住民税非課税者に対し、医療費の5%を支給します。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく医療費助成を受けている住民税非課税世帯の方に対し、自立支援医療(精神通院医療)制度による医療費の月ごとの自己負担上限額までを支給します。

都内医療機関の場合には、申請により区が被保険者に交付した国保受給者証を窓口に提示することで現物給付されます。また、都外医療機関の場合には、償還払いにより支給します。

結核・精神医療給付金支給状況

年 度		件 数	支 給 額	国保受給者証交付件数	
				結核医療	精神医療
		件	円	件	件
22	一 般	24,299	29,351,795	19	1,852
	退 職	548	622,154		
	計	24,847	29,973,949		
23	一 般	26,112	31,844,716	12	2,013
	退 職	576	738,012		
	計	26,688	32,582,728		
24	一 般	27,857	34,349,208	20	2,154
	退 職	548	709,113		
	計	28,405	35,058,321		
25	一 般	29,294	35,462,534	16	2,284
	退 職	455	571,923		
	計	29,749	36,034,457		
26	一 般	29,828	35,999,096	15	2,256
	退 職	381	466,897		
	計	30,209	36,465,993		

(決算数値)



(9) 不当利得収納状況

国民健康保険の資格が無い人の保険使用について費用の返還を求めたもの

年度		調定額		収納額		未済額	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
22	一般	4,453	47,768,020	424	7,351,402	4,029	40,416,618
	退職	110	505,465	3	36,010	107	469,455
23	一般	3,553	59,772,453	506	13,934,668	3,047	45,837,785
	退職	111	571,904	4	18,676	107	553,228
24	一般	4,546	68,031,038	535	8,896,736	4,011	59,134,302
	退職	115	698,355	3	126,896	112	571,459
25	一般	4,436	67,048,412	603	13,163,938	3,833	53,884,474
	退職	29	563,635	9	37,268	20	526,367
26	一般	4,881	72,629,875	769	21,424,602	4,112	51,205,273
	退職	18	438,695	10	119,653	8	319,042

(10) 損害賠償請求返還状況

第三者から傷害を受けたとき一時的に国民健康保険が立て替えた医療費を加害者に請求したもの

年度			調定額		収納額		未済額	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
22	一般	交通事故等	34	25,480,750	34	25,480,750	0	0
		公害	3	367,339	3	367,339	0	0
	退職	交通事故等	6	6,194,577	6	6,194,577	0	0
		公害	0	0	0	0	0	0
23	一般	交通事故等	50	28,911,126	50	28,911,126	0	0
		公害	40	586,719	40	586,719	0	0
	退職	交通事故等	0	0	0	0	0	0
		公害	0	0	0	0	0	0
24	一般	交通事故等	33	21,413,513	33	21,413,513	0	0
		公害	20	206,255	20	206,255	0	0
	退職	交通事故等	0	0	0	0	0	0
		公害	0	0	0	0	0	0
25	一般	交通事故等	37	31,676,904	37	31,676,904	0	0
		公害	22	184,856	22	184,856	0	0
	退職	交通事故等	0	0	0	0	0	0
		公害	0	0	0	0	0	0
26	一般	交通事故等	49	20,492,112	49	20,492,112	0	0
		公害	20	138,341	20	138,341	0	0
	退職	交通事故等	0	0	0	0	0	0
		公害	0	0	0	0	0	0

(11) 一部負担金減免の状況

年度	減 額		免 除		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	円	件	円	件	円
22	0	0	1	275,570	1	275,570
23	0	0	4	1,044,400	4	1,044,400
24	0	0	1	358,200	1	358,200
25	0	0	4	805,763	4	805,763
26	0	0	1	11,960	1	11,960

(12) 東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の免除及び概算請求分等の状況

①一部負担金等の免除の状況

年 度	免除証明書 発行件数	免除件数	金額
	件	件	円
23	37	231	984,287
24	12	431	1,346,224
25	10	134	722,215
26	2	141	643,521

②概算請求分及び保険者不明分の支払状況

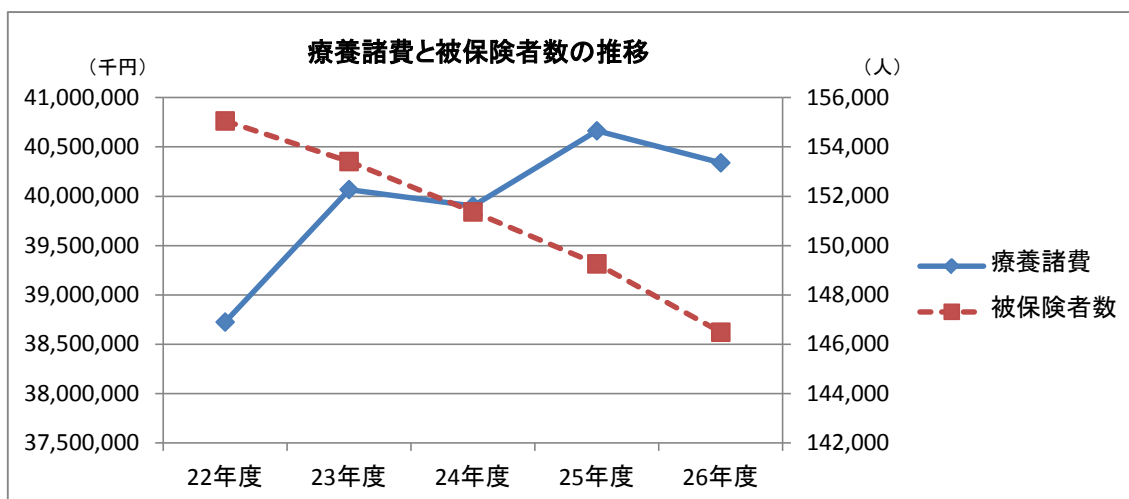
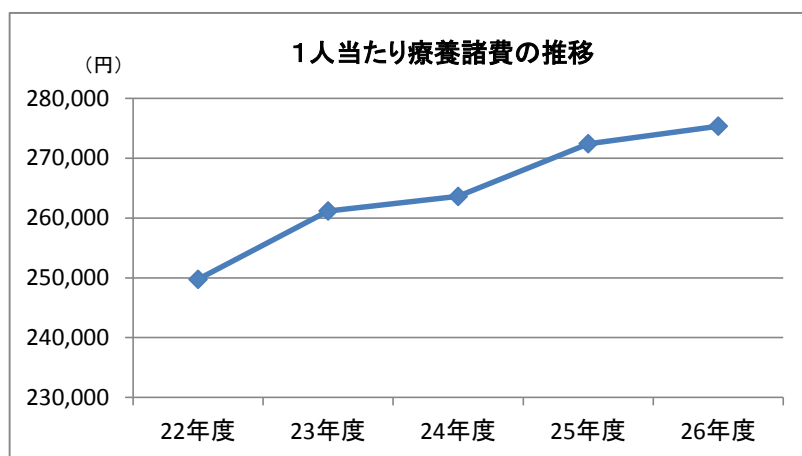
年度	概算請求分	保険者不明分
	円	円
23	549	2,626
24	0	286
25	0	0
26	0	0

### (13) 保険給付の適正化

#### ① 1人当たり療養(医療)諸費の状況

1人当たり療養(医療)諸費は、当該年度にかかった療養給付費と療養費の費用額(10割分)を、当該年度の平均被保険者数で割ったものです。

年度	一般	退職	合計
	円	円	円
22	245,735	380,122	249,752
23	256,728	409,267	261,186
24	259,321	412,400	263,617
25	268,171	444,650	272,437
26	271,043	524,239	275,375



#### ② 後発医薬品(ジェネリック)差額通知の送付

患者負担の軽減と療養給付費の削減を目的として、被保険者が使用している薬の窓口負担額について、後発医薬品に切り替えた場合に生じる差額を通知し、後発医薬品の使用を啓発しています。

##### ア 通知内容

- ・医薬品名
- ・院内・院外の区分
- ・投与期間
- ・自己負担相当額
- ・1日用量
- ・後発医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額



イ 通知状況

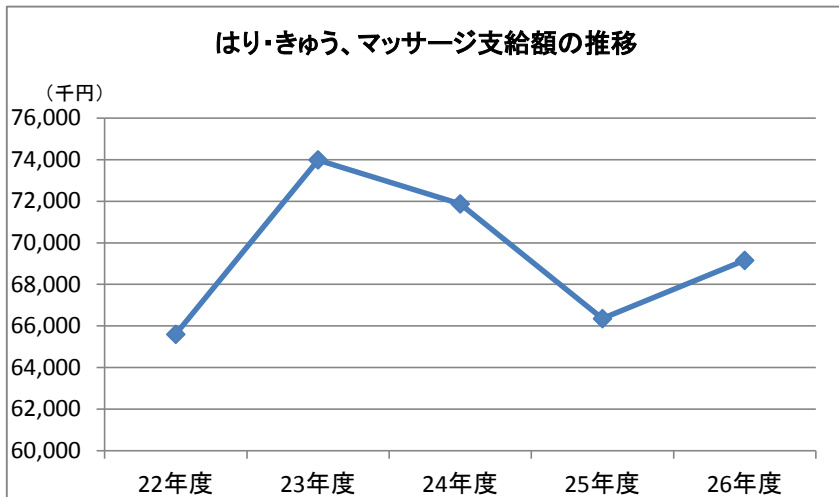
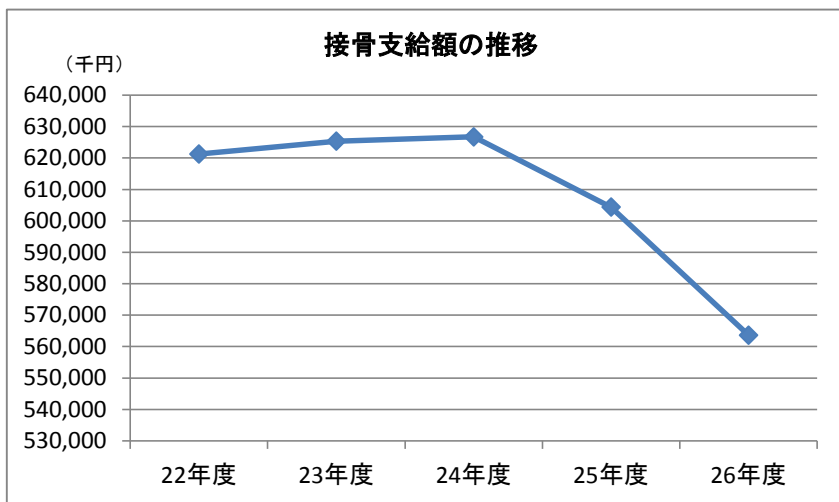
年度	対象薬剤月	通知月	通知数	対象薬剤
25	7	10	14,517	不整脈用剤、血圧降下剤、血管拡張剤、高脂血症用剤、消化性潰瘍用剤、利胆剤、鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤、血液凝固阻止剤、その他の血液・体液用薬、痛風治療剤、糖尿病剤
	11	2	13,228	
26	4	7	13,518	同上
	7	10	14,244	
	11	2	12,490	

③ 柔道整復等施術に係る被保険者照会

柔道整復や、はり・きゅう、マッサージの施術では、世帯主が療養費の申請及び受領を施術師に委任することで療養費を支給しています。そこで、申請に誤りがないかを確認するために、施術状況等を被保険者に照会しています。

施術師が提出した療養費支給申請書の内容と被保険者からの回答に相違があった場合には、施術師に確認のうえ、申請に誤りがある場合には申請書を返戻しています。

年度	照会件数
25	406
26	1,200



## 6. 高額療養費資金及び出産費資金貸付制度

### (1) 高額療養費資金貸付

高額療養費が支給されるまでには、審査などの手続きで4か月程度の日数がかかります。そこで、長期の入院などにより医療費が多額となり、その支払が困難な世帯主に、高額療養費が支給されるまでの間、高額療養費支給見込額の9割までを無利子で貸し付けします。

貸付金の返済は、その後支給される高額療養費を充てて清算します。

高額療養費資金貸付状況

年度	件数	貸付額	1件あたり 平均貸付額	1件あたり 最高貸付額
	件	円	円	円
22	23	3,344,000	145,391	567,000
23	16	2,291,000	143,188	535,000
24	5	1,140,000	228,000	399,000
25	2	204,000	102,000	170,000
26	4	404,000	101,000	224,000

### (2) 出産費資金貸付

被保険者が直接支払制度・受取代理制度を利用せずに出産される場合で、事前に出産の費用を必要とする世帯主に、出産予定日の1か月前から出産育児一時金の8割までの金額を無利子で貸し付けします。妊娠4か月以上で出産のために、医療機関から費用の請求を受けたときなども利用できます。

貸付金の返済は、出産後支給される出産育児一時金を充てて清算します。

出産費資金貸付状況

年度	件数	1件あたり 貸付額	合計
	件	円	円
22	18	336,000	6,048,000
23	6	336,000	2,016,000
24	0	0	0
25	3	336,000	1,008,000
26	1	※672,000	1,008,000
	1	336,000	

※双子の出産に係る貸付

### (3) 基金

平成25年度4月1日付で、「杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金」と「杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金」を統合し、名称を「杉並区高額療養費等資金貸付基金」としました。

平成26年度の基金額は1千万円です。

## 7. 保 険 料

### (1) 保険料率等年度別の推移

年 月	基礎賦課額(医療分)			後期高齢者支援金賦課額			介護納付金賦課額			賦課方式等
	均等割額	所得割料率	限度額	均等割額	所得割料率	限度額	均等割額	所得割料率	限度額	
	円		円	円		円	円		円	
34. 12	600	95/100	50,000							所得対応方式
38. 4	500	"	"							
39. 4	600	"	"							
41. 10	"	112/100	"							
49. 10	"	"	80,000							
51. 4	2,400	"	120,000							
53. 4	4,800	"	170,000							
55. 4	6,000	122/100	220,000							医療費対応方式
56. 4	8,400	118/100	240,000							
57. 4	9,000	107/100	260,000							賦課標準を当該年度分住民税額に変更
59. 4	"	"	280,000							
60. 4	"	"	310,000							
61. 4	12,000	"	350,000							
62. 4	"	"	370,000							
63. 4	"	"	390,000							
元. 4	14,400	"	400,000							
2. 4	"	"	420,000							
4. 4	16,800	"	440,000							
5. 4	"	"	460,000							
6. 4	15,900	133.7/100	500,000							
7. 4	16,800	119/100	"							
8. 4	19,500	155/100	520,000							
9. 4	22,500	162/100	"							
10. 4	26,100	187/100	530,000							
12. 4	"	194/100	"				7,200	14/100	70,000	介護保険制度開始
13. 4	27,300	"	"				8,100	19/100	"	
14. 4	"	"	"				7,800	"	"	
15. 4	29,400	204/100	"				9,000	23/100	"	
16. 4	30,200	208/100	"				10,800	25/100	80,000	
17. 4	32,100	"	"				12,000	32/100	"	
18. 4	33,300	182/100	"				"	36/100	"	
19. 4	35,100	124/100	"				"	20/100	90,000	
20. 4	28,800	90/100	470,000	8,100	27/100	120,000	11,100	18/100	"	後期高齢者支援金賦課開始
21. 4	27,600	68/100	"	9,600	26/100	"	"	12/100	100,000	
22. 4	31,200	80/100	500,000	8,700	23/100	130,000	12,000	16/100	"	
23. 4	"	6.13/100	510,000	"	1.96/100	140,000	13,200	0.98/100	120,000	賦課方式変更
24. 4	30,000	6.28/100	"	10,200	2.23/100	"	14,100	1.38/100	"	
25. 4	30,600	6.02/100	"	10,800	2.34/100	"	15,000	1.64/100	"	
26. 4	32,400	6.30/100	"	10,800	2.17/100	160,000	15,300	1.56/100	140,000	

<平成27年度保険料額計算方法>

$$\boxed{\text{年保険料額}} = \text{基礎賦課額 (医療分)} + \text{後期高齢者支援金賦課額 (支援金分)} + \text{介護納付金賦課額 (介護分)} \quad (40歳\sim 64歳の被保険者に加算される保険料)$$

$$\boxed{\text{基礎賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\text{均等割額} = \text{被保険者数} \times \text{1人当たりの均等割額(33,900)}$$

$$\text{所得割額} = \text{世帯の旧ただし書き所得} \times \text{所得割料率(6.45/100)}$$

※限度額 52万円

$$\boxed{\text{後期高齢者支援金賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\text{均等割額} = \text{被保険者数} \times \text{1人当たりの均等割額(10,800)}$$

$$\text{所得割額} = \text{世帯の旧ただし書き所得} \times \text{所得割料率(1.98/100)}$$

※限度額 17万円

$$\boxed{\text{介護納付金賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\text{均等割額} = \text{介護保険第2号被保険者数} \times \text{1人当たりの均等割額(14,700)}$$

$$\text{所得割額} = \text{介護保険第2号被保険者の旧ただし書き所得} \times \text{所得割料率(1.45/100)}$$

※限度額 16万円

※旧ただし書き所得…住民税の課税方式としては、既に廃止されている旧地方税法における住民税課税方式に関する条文のただし書きとして規定されていた方法を用いて算出される所得のこと。

総所得金額等から基礎控除のみを差し引くことで算出する。

## (2) 保険料収納状況

## ア 現年分

年 度	調 定 A		収 納 B		還 付 未 済 C		収 納 率	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	B/A	(B-C)/A
	件	円	件	円	件	円	%	%
20	2,564,458	15,641,181,232	2,108,284	13,098,428,124	5,027	22,278,323	83.74	83.60
21	2,528,529	15,501,187,387	2,017,540	12,866,809,033	4,641	22,013,164	83.01	82.86
22	2,508,564	15,743,472,265	2,010,048	12,914,979,443	4,866	22,522,484	82.03	81.89
23	2,494,727	15,858,386,389	2,028,022	13,181,780,885	4,800	22,660,613	83.12	82.98
24	2,487,322	16,120,887,195	2,011,299	13,359,280,654	6,225	23,006,507	82.87	82.73
25	2,457,438	16,557,496,699	2,015,450	13,876,736,876	6,475	26,884,957	83.81	83.65
26	2,421,158	16,723,510,259	2,001,644	14,106,030,354	5,297	26,108,590	84.35	84.19

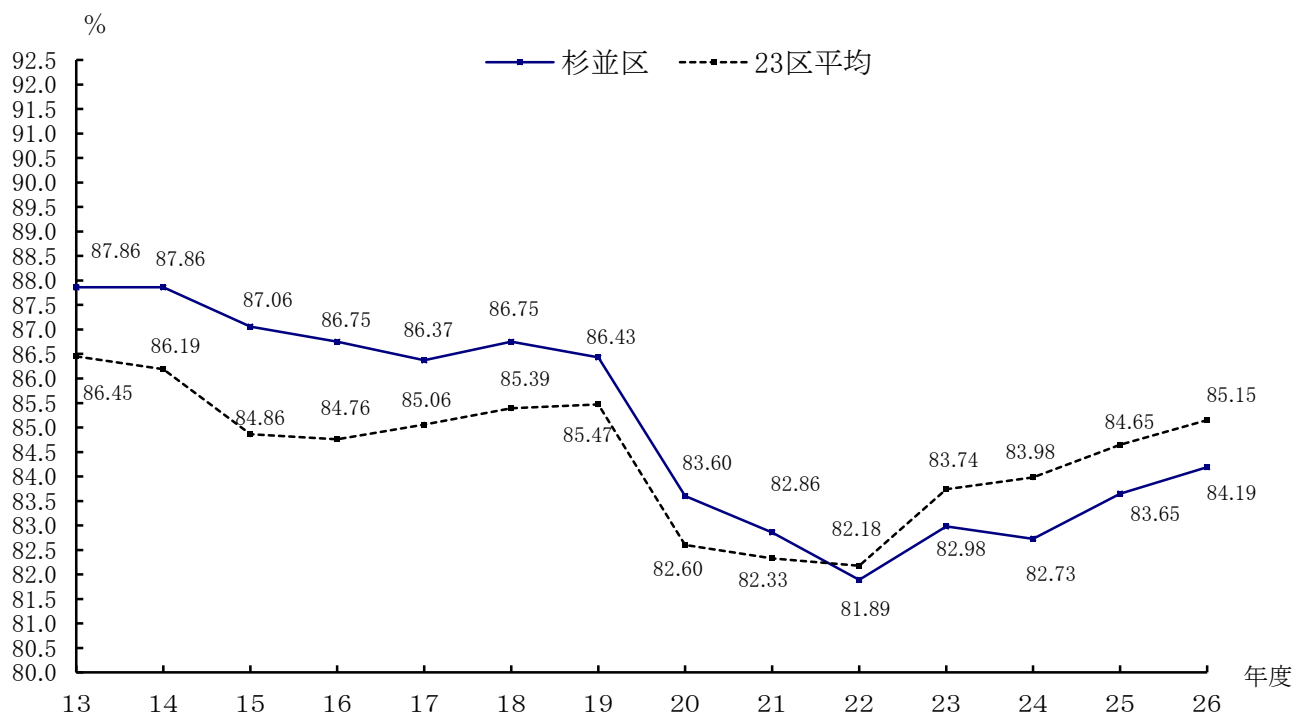
## イ 滞納繰越分

年 度	調 定 A		収 納 B		還 付 未 済 C		収 納 率	
	金 額		金 額		金 額		B/A	(B-C)/A
	円		円		円		%	%
20	4,351,199,285		1,286,060,143		3,544,127		29.56	29.48
21	4,585,991,461		1,299,864,080		1,149,518		28.34	28.32
22	4,849,809,718		1,370,027,820		1,658,621		28.25	28.21
23	5,175,740,180		1,571,884,669		1,784,881		30.37	30.34
24	5,046,268,977		1,605,530,454		2,620,135		31.82	31.76
25	5,449,684,175		1,687,004,445		2,627,002		30.96	30.91
26	4,958,996,012		1,697,259,702		2,897,009		34.23	34.17

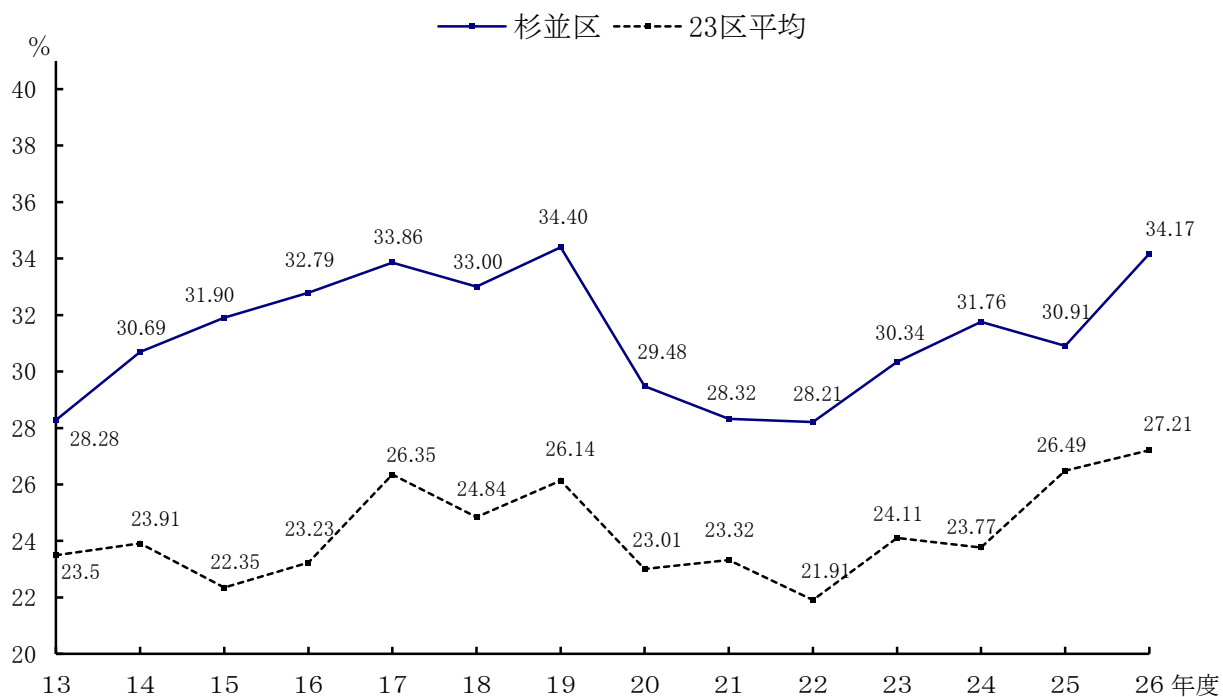
※調定額は、現年分・滞納繰越分ともに居所不明分を差し引いた調定額である。

### (3) 保険料収納率の推移

#### ア 現年分



#### イ 滞納繰越分



(4)均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合(当初賦課)

ア 世帯構成別の世帯数(当初賦課)

	均等割のみの世帯		所得割のある世帯		限度額の世帯		合 計
	世帯	構成比	世帯	構成比	世帯	構成比	
平成23年度	47,603	44.62%	55,665	52.17%	3,423	3.21%	106,691
平成24年度	46,095	43.72%	55,911	53.04%	3,421	3.24%	105,427
平成25年度	44,604	42.56%	56,888	54.28%	3,317	3.16%	104,809
平成26年度	43,806	42.23%	56,226	54.20%	3,698	3.57%	103,730
平成27年度	43,911	42.66%	55,491	53.91%	3,535	3.43%	102,937

※基礎賦課額(医療分)

イ 世帯構成別の調定額(当初賦課)

	均等割のみの世帯		所得割のある世帯		限度額の世帯		合 計
	千円	構成比	千円	構成比	千円	構成比	
平成23年度	1,834,347	11.99%	10,999,258	71.86%	2,471,380	16.15%	15,304,985
平成24年度	1,777,032	11.33%	11,239,214	71.67%	2,665,280	17.00%	15,681,526
平成25年度	1,738,563	10.67%	11,808,581	72.44%	2,752,389	16.89%	16,299,533
平成26年度	1,743,237	10.55%	11,987,628	72.56%	2,791,308	16.89%	16,522,173
平成27年度	1,781,506	10.93%	11,955,652	73.38%	2,556,491	15.69%	16,293,649

※基礎賦課額(医療分)、介護納付金賦課額(介護分)及び後期高齢者支援金賦課額(支援金分)の合算額

## (5) 保険料(現年分)負担額状況

年度	調定額		1人あたり収納額
	1世帯あたり	1人あたり	
	円	円	円
22	147,823	101,567	83,293
23	150,194	103,387	85,926
24	154,126	106,509	88,258
25	159,489	110,934	92,971
26	162,837	114,164	96,295

## (6) 保険料(均等割額)減額賦課状況

年 度	賦課期日被保険者		7割減額		5割減額		2割減額		合計		軽減額合計
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	
	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人	円
22	106,979	155,746	23,455	28,616	1,713	4,008	7,952	11,808	33,120	44,432	1,158,519,239
			21.92%	18.37%	1.60%	2.57%	7.43%	7.58%	30.96%	28.53%	
23	106,691	155,142	23,895	29,314	1,804	4,237	8,047	11,933	33,746	45,484	1,211,978,710
			22.40%	18.89%	1.69%	2.73%	7.54%	7.69%	31.63%	29.32%	
24	105,427	152,862	24,145	29,414	1,924	4,579	8,054	11,919	34,123	45,912	1,240,813,756
			22.90%	19.24%	1.82%	3.00%	7.64%	7.80%	32.37%	30.03%	
25	104,809	151,083	24,175	29,176	1,922	4,561	8,271	12,304	34,368	46,041	1,277,013,776
			23.07%	19.31%	1.83%	3.02%	7.89%	8.14%	32.79%	30.47%	
26	103,730	148,358	24,315	29,303	6,667	10,654	6,381	10,947	37,363	50,904	1,469,180,215
			23.44%	19.75%	6.43%	7.18%	6.15%	7.38%	36.02%	34.31%	

%表示は構成比 平成26年度から5割減額世帯拡大 (事業月報 退職者分含む)

## (7) 保険料一般減免状況

年 度	減 額		免 除		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	円	件	円	件	円
22	641	18,767,287	24	806,332	665	19,573,619
23	696	19,607,327	38	2,190,114	734	21,797,441
24	711	24,058,737	48	1,497,907	759	25,556,644
25	705	22,346,094	34	1,286,800	739	23,632,894
26	747	28,046,486	36	1,483,998	783	29,530,484

## 8. 国保財政

### (1) 平成26年度決算収支状況

#### ア 歳入

科 目	予算現額	収入済額	予算現額に対する増減	収入済額構成比	1人当り収入額	
	円	円	円	%	円	
国民健康保険料	16,253,143,000	15,803,290,056	△ 449,852,944	29.78	107,734	
国庫支出金	事務費負担金	0	0	0.00	0	
	療養給付費等負担金	10,221,474,000	10,746,721,917	525,247,917	20.25	73,262
	高額医療費共同事業負担金	357,394,000	330,458,037	△ 26,935,963	0.62	2,253
	特定健康診査・保健指導負担金	100,372,000	100,372,000	0	0.19	684
	調整交付金	63,030,000	102,495,000	39,465,000	0.19	699
	特別対策費補助金	0	0	0	0.00	0
	災害臨時特例補助金	0	750,000	750,000	0.00	5
	計	10,742,270,000	11,280,796,954	538,526,954	21.26	76,903
療養給付費交付金	1,230,602,000	1,060,351,593	△ 170,250,407	2.00	7,229	
前期高齢者交付金	8,565,124,000	8,565,124,798	798	16.14	58,390	
都支出金	高額医療費共同事業負担金	357,394,000	330,458,037	△ 26,935,963	0.62	2,253
	特定健康診査・保健指導負担金	100,372,000	100,372,000	0	0.19	684
	補助金	99,692,000	95,672,990	△ 4,019,010	0.18	652
	調整交付金	2,591,568,000	2,817,236,000	225,668,000	5.31	19,206
	計	3,149,026,000	3,343,739,027	194,713,027	6.30	22,795
共同事業交付金	5,711,775,000	5,688,708,378	△ 23,066,622	10.72	38,781	
繰入金	保険基盤安定繰入金	1,661,016,000	1,661,015,384	△ 616	3.13	11,323
	その他繰入金	5,117,146,000	4,117,146,000	△ 1,000,000,000	7.76	28,067
	計	6,778,162,000	5,778,161,384	△ 1,000,000,616	10.89	39,391
繰越金	1,486,908,000	1,486,907,279	△ 721	2.80	10,137	
その他の収入	49,419,000	61,782,979	12,363,979	0.12	421	
合 計	53,966,429,000	53,068,862,448	△ 897,566,552	100.00	361,781	



## イ 歳 出

科 目	予算現額	支出済額	残 額	支出済額 構成比	1人当り 支出額	
	円	円	円	%	円	
総 務 費	979,691,000	877,611,820	102,079,180	1.68	5,983	
保 険 給 付 費	療養給付費	29,468,982,000	28,614,042,364	854,939,636	54.64	195,067
	療 養 費	744,098,000	684,994,643	59,103,357	1.31	4,670
	審査支払手数料	125,515,000	115,048,259	10,466,741	0.22	784
	高額療養費	3,467,031,000	3,398,445,694	68,585,306	6.49	23,168
	移 送 費	550,000	89,485	460,515	0.00	1
	出産育児諸費	285,158,000	274,693,763	10,464,237	0.52	1,873
	葬 祭 費	45,500,000	39,760,000	5,740,000	0.08	271
	結核・精神医療給付金	40,800,000	36,465,993	4,334,007	0.07	249
	計	34,177,634,000	33,163,540,201	1,014,093,799	63.33	226,082
老 人 保 健 抛 出 金	医療費拠出金	1,000	0	1,000	0.00	0
	事務費拠出金	341,000	280,539	60,461	0.00	2
	計	342,000	280,539	61,461	0.00	2
前 期 高 齢 者 納 付 金	前期高齢者医療費拠出金	5,964,000	5,519,045	444,955	0.01	38
	事務費拠出金	660,000	553,508	106,492	0.00	4
	計	6,624,000	6,072,553	551,447	0.01	41
後 期 高 齢 者 支 援 金	後期高齢者支援金	7,780,458,000	7,779,887,238	570,762	14.86	53,037
	事務費拠出金	738,000	553,508	184,492	0.00	4
	計	7,781,196,000	7,780,440,746	755,254	14.86	53,041
介護納付金	3,418,152,000	3,414,570,784	3,581,216	6.52	23,278	
共同事業拠出金	5,989,184,000	5,867,802,318	121,381,682	11.21	40,002	
保健事業費	713,229,000	687,291,436	25,937,564	1.31	4,685	
その他の支出	600,377,000	569,738,664	30,638,336	1.09	3,884	
予 備 費	300,000,000	0	300,000,000	0.00	0	
合 計	53,966,429,000	52,367,349,061	1,599,079,939	100.00	356,998	

(2) 国保財政状況

ア 歳入

年度	保険料		国庫支出金		療養給付費交付金		前期高齢者交付金		都支出金		共同事業共同交付金		繰入金		繰越金		その他		合計	
	収入額	対前年 伸率	収入額	対前年 伸率	収入額	対前年 伸率	収入額	対前年 伸率	収入額	対前年 伸率	収入額	対前年 伸率	収入額	対前年 伸率	収入額	対前年 伸率	収入額	対前年 伸率	収入額	対前年 伸率
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
22	14,285,007	0.84	12,398,975	10.45	184,069	△ 84.63	5,529,200	△ 18.46	2,524,019	0.21	4,549,632	△ 9.07	6,875,306	8.11	2,018,410	30.25	72,731	20.46	48,437,349	△ 0.87
23	14,753,666	3.28	11,719,593	△ 5.48	1,313,682	613.69	8,635,591	56.18	2,451,653	△ 2.87	5,430,005	19.35	5,351,521	△ 22.16	1,616,727	△ 19.90	71,065	△ 2.29	51,343,503	6.00
24	14,964,811	1.43	11,325,620	△ 3.36	1,536,665	16.97	8,375,585	△ 3.01	3,202,202	30.61	5,490,653	1.12	6,869,186	28.36	1,496,957	△ 7.41	52,486	△ 26.14	53,314,165	3.84
25	15,563,741	4.00	11,307,019	△ 0.16	1,384,748	△ 9.89	8,765,923	4.66	3,299,029	3.02	5,644,394	2.80	6,278,541	△ 8.60	1,414,947	△ 5.48	65,982	25.71	53,724,324	0.77
26	15,803,290	1.54	11,280,797	△ 0.23	1,060,352	△ 23.43	8,565,125	△ 2.29	3,343,739	1.36	5,688,708	0.79	5,778,161	△ 7.97	1,486,907	5.09	61,783	△ 6.36	53,068,862	△ 1.22

イ 歳出

年度	総務費		保険給付費		老人保健拠出金		前期高齢者納付金		後期高齢者支援金		介護納付金		共同事業拠出金		保健事業費		その他		合計	
	支出額	対前年 伸率	支出額	対前年 伸率	支出額	対前年 伸率	支出額	対前年 伸率	支出額	対前年 伸率	支出額	対前年 伸率	支出額	対前年 伸率	支出額	対前年 伸率	支出額	対前年 伸率	支出額	対前年 伸率
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
22	1,035,343	14.64	31,451,044	2.17	129,101	119.24	10,852	△ 43.63	6,252,529	△ 7.66	2,761,150	8.32	4,487,861	△ 11.71	544,801	△ 1.36	147,941	20.46	46,820,622	△ 0.05
23	873,767	△ 15.61	32,038,990	1.87	402	△ 99.69	20,468	88.61	6,911,611	10.54	2,995,411	8.48	5,673,890	26.43	591,954	8.66	740,053	400.24	49,846,546	6.46
24	857,199	△ 1.90	33,189,777	3.59	340	△ 15.42	7,972	△ 61.05	7,569,316	9.52	3,198,022	6.76	5,684,011	0.18	605,961	2.37	786,620	6.29	51,899,218	4.12
25	906,878	5.80	33,283,667	0.28	301	△ 11.47	7,990	0.23	7,838,457	3.56	3,350,446	4.77	5,723,651	0.70	602,397	△ 0.59	523,630	△ 33.43	52,237,417	0.65
26	877,612	△ 3.23	33,163,540	△ 0.36	280	△ 6.98	6,073	△ 23.99	7,780,441	△ 0.74	3,414,571	1.91	5,867,802	2.52	687,291	14.09	569,739	8.81	52,367,349	0.25

## (3) 1世帯当り費目別状況

## ア 歳入

〔上段:金額  
下段:構成比〕

年度	保険料	国庫支出金	療養給付費交付金	前期高齢者交付金	都支出金	共同事業交付金	繰入金	繰越金	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22	134,052 29.49%	116,353 25.60%	1,727 0.38%	51,887 11.42%	23,686 5.21%	42,694 9.39%	64,519 14.19%	18,941 4.17%	683 0.15%	454,542 100%
23	139,590 28.74%	110,883 22.83%	12,429 2.56%	81,704 16.82%	23,196 4.78%	51,375 10.58%	50,633 10.42%	15,296 3.15%	672 0.14%	485,780 100%
24	142,967 28.07%	108,200 21.24%	14,681 2.88%	80,017 15.71%	30,592 6.01%	52,455 10.30%	65,625 12.88%	14,301 2.81%	501 0.10%	509,340 100%
25	149,810 28.97%	108,836 21.05%	13,329 2.58%	84,377 16.32%	31,755 6.14%	54,330 10.51%	60,435 11.69%	13,620 2.63%	635 0.12%	517,127 100%
26	153,775 29.78%	109,768 21.26%	10,318 2.00%	83,343 16.14%	32,536 6.30%	55,354 10.72%	56,225 10.89%	14,468 2.80%	601 0.12%	516,390 100%

注1:端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

## イ 歳出

〔上段:金額  
下段:構成比〕

年度	総務費	保険給付費	老人保健拠出金	前期高齢者納付金	後期高齢者支援金	介護納付金	共同事業拠出金	保健事業費	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22	9,716 2.21%	295,140 67.24%	1,212 0.28%	102 0.02%	58,674 13.37%	25,911 5.90%	42,115 9.59%	5,112 1.16%	1,388 0.32%	439,370 100%
23	8,267 1.75%	303,133 64.28%	4 0.00%	194 0.04%	65,393 13.87%	28,341 6.01%	53,683 11.38%	5,601 1.19%	7,002 1.48%	471,616 100%
24	8,189 1.65%	317,081 63.95%	3 0.00%	76 0.02%	72,314 14.58%	30,553 6.16%	54,303 10.95%	5,789 1.17%	7,515 1.52%	495,822 100%
25	8,729 1.74%	320,374 63.72%	3 0.00%	77 0.02%	75,450 15.01%	32,250 6.41%	55,093 10.96%	5,798 1.15%	5,040 1.00%	502,815 100%
26	8,540 1.68%	322,700 63.33%	3 0.00%	59 0.01%	75,708 14.86%	33,226 6.52%	57,097 11.21%	6,688 1.31%	5,544 1.09%	509,564 100%

注1:端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

## (4) 被保険者1人当り費目別状況

〔 上段：金額  
下段：構成比〕

## ア 歳入

年度	保険料	国庫支出金	療養給付費交付金	前期高齢者交付金	都支支出金	共同事業交付金	繰入金	繰越金	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22	92,096 29.49%	79,937 25.60%	1,187 0.38%	35,647 11.42%	16,272 5.21%	29,332 9.39%	44,325 14.19%	13,013 4.17%	469 0.15%	312,277 100%
23	96,071 28.74%	76,314 22.83%	8,554 2.56%	56,232 16.82%	15,964 4.78%	35,358 10.58%	34,847 10.42%	10,528 3.15%	463 0.14%	334,331 100%
24	98,754 28.07%	74,739 21.24%	10,141 2.88%	55,271 15.71%	21,132 6.01%	36,233 10.30%	45,330 12.88%	9,879 2.81%	346 0.10%	351,825 100%
25	104,129 28.97%	75,649 21.05%	9,265 2.58%	58,648 16.32%	22,072 6.14%	37,764 10.51%	42,006 11.69%	9,467 2.63%	441 0.12%	359,442 100%
26	107,734 29.78%	76,903 21.26%	7,229 2.00%	58,390 16.14%	22,795 6.30%	38,781 10.72%	39,391 10.89%	10,137 2.80%	421 0.12%	361,781 100%

注1：端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。









〔 上段：金額  
下段：構成比〕

## イ 歳出

年度	総務費	保険給付費	老人保健拠出金	前期高齢者納付金	後期高齢者支援金	介護納付金	共同事業拠出金	保健事業費	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22	6,675 2.21%	202,766 67.17%	832 0.28%	70 0.02%	40,310 13.35%	17,801 5.90%	28,933 9.59%	3,512 1.16%	954 0.32%	301,854 100%
23	5,690 1.75%	208,627 64.28%	3 0.00%	133 0.04%	45,006 13.87%	19,505 6.01%	36,946 11.38%	3,855 1.19%	4,819 1.48%	324,583 100%
24	5,657 1.65%	219,022 63.95%	2 0.00%	53 0.02%	49,951 14.58%	21,104 6.16%	37,509 10.95%	3,999 1.17%	5,191 1.52%	342,488 100%
25	6,067 1.74%	222,684 63.72%	2 0.00%	53 0.02%	52,443 15.01%	22,416 6.41%	38,294 10.96%	4,030 1.15%	3,503 1.00%	349,494 100%
26	5,983 1.68%	226,082 63.33%	2 0.00%	41 0.01%	53,041 14.86%	23,278 6.52%	40,002 11.21%	4,685 1.31%	3,884 1.09%	356,998 100%

注1：端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

平成26年度の国民健康保険事業の経費を  
1,000円あたりに換算してみました。

<p>国保加入者が病院等にかかった費用額のうち、保険者が負担した額</p> <p>624.4円</p> 	<p>後期高齢者の方が病院等にかかったときに保険者として負担した額</p> <p>148.6円</p> 	<p>40歳～64歳の国保加入者の介護保険分を納付した額</p> <p>65.2円</p> 	<p>職員人件費、納付書等の印刷や郵送料、広報紙の作成など、国保事業の運営に要した額</p> <p>16.8円</p> 
<p>出産や死亡に対して給付した額</p> <p>6.0円</p> 	<p>医療技術の高度化などによる高額な医療費の影響を緩和するための事業参加に要した額</p> <p>112.1円</p> 	<p>医療機関等から請求されたレセプト内容の審査や、払いなどに要した額</p> <p>2.2円</p> 	<p>夏季保養施設の利用や特定健診・保健指導などの保健事業、結核・精神医療給付などに要した額</p> <p>24.7円</p> 

平成26年度の保険料等と保険給付費(医療費分)

収入額(千円)		医療費として支払った額(千円)	
保険料(医療分)	9,467,096	療養の給付費の支給に...	28,614,042
保険料の軽減に伴う収入	1,661,015	療養費の支給に...	684,995
国や他の社会保険等からの収入	19,408,202	高額療養費の支給に...	3,266,005
第三者からの納付金等	42,175	移送費の支給に...	89
合計	30,578,488	合計	32,565,131
収支差引			△ 1,986,643

注1: 不足分は、前年度繰越金や一般会計からの繰入金により賸しました。

## 9. 保健事業

被保険者の健康保持増進を目的として、以下のような保健事業を実施しています。

### (1) 特定健康診査・特定保健指導

平成20年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、各医療保険者には、糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健康診査・特定保健指導を計画的に実施することが義務付けられました。

区では、平成20年6月に特定健康診査を、平成20年10月に特定保健指導を開始しました。国保加入者で年齢が40歳～74歳の方が対象です。対象者全員に受診券をお送りします。特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の疑いがある方等には特定保健指導の利用券をお送りしています。特定保健指導には「積極的支援」と「動機付け支援」の2つがあり、いずれも生活習慣の改善を目的としています。

特定健康診査・特定保健指導実施状況（国保連システム8月進捗・実績管理表による）

#### ① 特定健康診査

年度	受診券対象者数	受診者数	受診率
26	人 85,533	人 45,083	% 48.1

#### ② 特定保健指導

年度	種別	利用券対象者数	支援終了者数	利用率
26	動機付け支援	人 2,895	人 262	% 9.1
	積極的支援	1,378	90	6.5

(2) 夏季保養施設

夏季保養施設として、海・温泉の宿、温泉の宿を開設しました。

ア 開設状況等

(平成26年度)

区分	施設名	開設場所	開設期間	定員	借上げ室数	利用料金（一泊二食、消費税額込み）			
						大人	小人	乳幼児	食事不要の幼児 （下段は布団が必要な場合）
海・温泉の宿	旅館 立花	静岡県 熱海温泉	7月19日から 8月24日まで	5名	1室	7,560円	5,292円	3,780円 (4歳～未就学児)	3歳以下無料 (2,160円)
	いなとり荘	静岡県 稲取温泉		5名	1室	8,640円	6,048円	4,320円 (3歳～未就学児)	2歳以下無料 (2,160円)
温泉の宿	ホテル天坊	群馬県 伊香保温泉		6名	1室	7,560円	5,292円	3,780円 (4歳～未就学児)	3歳以下無料 (2,160円)
	湯けむりの里 柏屋	栃木県 川治温泉		5名	1室	7,560円	5,400円	4,320円 (3歳～未就学児)	2歳以下無料 (2,160円)
	ホテル春日居	山梨県 春日居温泉		5名	1室	8,640円	5,400円	3,240円 (4歳～未就学児)	3歳以下無料 (2,160円)
	ホテル河鹿荘	神奈川県 箱根湯本温泉		5名	2室	8,640円	6,048円	4,320円	無料 (3,240円)
	湯回廊 菊屋	静岡県 修善寺温泉		5名	2室	8,640円	5,400円	3,780円	1,080円 (3,240円)

※利用料金の他に入湯税がかかる。

イ 平成26年度利用状況

施設名		室数	延べ 室数	利用 室数	室利用率	延べ定員	利用人数	利用率
		室	室	室	%	人	人	%
海・温泉	旅館 立花	1	37	37	100.00%	185	127	68.65%
	いなとり荘	1	37	37	100.00%	185	121	65.41%
温泉	ホテル天坊	1	37	37	100.00%	222	123	55.41%
	湯けむりの里 柏屋	1	37	37	100.00%	185	93	50.27%
	ホテル春日居	1	37	37	100.00%	185	124	67.03%
	ホテル河鹿荘	2	74	74	100.00%	370	232	62.70%
	湯回廊 菊屋	2	74	74	100.00%	370	210	56.76%
計		9	333	333	100.00%	1,702	1,030	60.52%

ウ 年度別利用状況

年度	旅館 立花 (37室)		ホテル 春日居 (37室)		いなとり荘 (37室)		ホテル 天坊 (37室)		湯けむりの里 柏屋 (37室)		ホテル 河鹿荘 (74室)		湯回廊 菊屋 (74室)	
	利用 室数	利用 人員	利用 室数	利用 人員	利用 室数	利用 人員	利用 室数	利用 人員	利用 室数	利用 人員	利用 室数	利用 人員	利用 室数	利用 人員
21	室 -	人 -	室 -	人 -	室 34	人 109	室 37	人 109	室 35	人 114	室 -	人 -	室 73	人 228
22	室 -	人 -	室 -	人 -	室 37	人 82	室 37	人 95	室 37	人 83	室 74	人 178	室 74	人 173
23	室 -	人 -	室 36	人 118	室 37	人 130	室 37	人 106	室 36	人 101	室 74	人 235	室 72	人 236
24	室 37	人 114	室 35	人 108	室 37	人 114	室 37	人 128	室 37	人 118	室 74	人 230	室 74	人 227
25	室 37	人 132	室 37	人 108	室 37	人 122	室 37	人 121	室 37	人 95	室 73	人 223	室 74	人 213
26	室 37	人 127	室 37	人 124	室 37	人 121	室 37	人 123	室 37	人 93	室 73	人 232	室 74	人 210



### (3) 医療費通知

被保険者に健康に対する認識を深めていただくことを目的として、かかった医療費を世帯主宛に通知しています。

#### ① 通知内容

- ・受診年月に関する事。      ・受診した(施術を受けた)医療機関等の名称に関する事。
- ・受診者に関する事。      ・入院・通院・歯科・薬局・接骨の区別に関する事。
- ・医療費の額に関する事。      ・入院・通院の日数(薬局は回数)に関する事。

#### ② 通知状況

年度	対象月	通知月	通知 世帯数	レセプト件数
	月	月	世帯	件
22	5	8	57,203	176,342
	9	12	56,440	171,058
	※ 6	8	6,225	7,203
	※ 10	12	6,514	7,551
23	5	8	57,174	177,241
	※ 6	8	6,209	7,208
24	4	8	58,809	190,931
	8	12	57,954	177,065
25	4	8	59,660	188,478
	8	12	57,752	176,532
26	4	8	58,786	188,549
	8	12	56,389	174,088

※対象月は平成23年度までは連合会での審査月、それ以降は診療月。

※柔道整復分の内容に関する通知(連合会での審査月)。なお、平成24年度以降は、医療分に含む。

## 10. 趣旨普及

### (1) 国保だより

号数	発行年月	部数	配布方法	主な内容
156号	26年5月	120,000	国保のてびき、わかりやすい国保に同封	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保のてびき等の送付について</li> <li>・保険料の変更について</li> <li>・保険料の納付について</li> <li>・資格喪失の手続きについて</li> <li>・特定健康診査について</li> <li>・夏季保養施設のご案内</li> </ul>

### (2) パンフレット

国保のてびき（冊子）・わかりやすい国保（パンフレット）

発行年月	部数	配布方法	目的
26年5月	130,000	国保だよりと同封し発送（新規加入者等は窓口配付）	国民健康保険制度周知

杉並区・国民健康保険の案内（外国人用）

発行年月	部数	配布方法	目的
26年6月	2,600	窓口配布	外国人への国民健康保険制度周知

### (3) ポスター

発行年月	部数	配布方法	目的
27年1月	1,600	区内医療機関に郵送、庁内などに掲示	国保資格の加入、喪失の届け出についての周知

### (4) 事業概要（すぎなみの国保）

発行年月	部数	配布方法	目的
26年11月	250	関係各課、各機関等に配付	国民健康保険事業および実績の周知

# 平成26年度事業年報

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

事業開始年月日	平成26年 4月 1日
---------	-------------

○ 一般状況

その他の保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	420,000円	70,000円	0円	0円	0円

		本年度末現在				
			(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世帯数		102,093				
被 保 険 者 数	総 数	145,033	3,272	40,945	16,165	3,726
	退職被保険者等	2,988	0			
	一般被保険者	142,045	3,272	40,945	16,165	3,726

		年度平均				
			(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世帯数		102,769				
被 保 険 者 数	総 数	146,688	3,660	40,520	16,313	3,702
	退職被保険者等	3,090	0			
	一般被保険者	143,598	3,660	40,520	16,313	3,702

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	51,273	53,087

	年度平均
標準負担額の減額状況	1,626

被保険者 増減内訳	本年度中増	転 入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	その他	計
			14,341	23,057	279	679	13	2,810
	本年度中減	転 出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	その他	計
			13,864	22,614	784	698	3,526	2,089

本年度末現在 事務職員数	専 任	兼 任	計
	69	1	70

一部負担割合	法定割合	その他
	1	0

備考		作成者 氏 名	印
----	--	------------	---

様式 1 4 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（1）

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

収 入				支 出					
科 目	収入額	(再掲)介護分	(再掲)後期高齢者支援金等分	科 目	支出額	(再掲)介護分	(再掲)後期高齢者支援金等分		
	円	円	円		円	円	円		
保険料入税V	一般被保険者	医療給付費分	10,468,371,135		給 付 費	総 務 費	877,611,820		
		後期高齢者支援金分	3,489,360,217				療養給付費	27,711,436,331	
		介護納付金分	1,313,324,432	1,313,324,432			療 養 費	648,766,613	
		一般被保険者分計	15,271,055,784	1,313,324,432			小 計	28,360,202,944	
	退職被保険者等分	医療給付費分	326,147,274				高額療養費	3,266,005,326	
		後期高齢者支援金分	109,434,116				高額介護合算療養費	1,754,328	
		介護納付金分	96,652,882	96,652,882			移 送 費	89,465	
		退職被保険者等分計	532,234,272	96,652,882			出産育児諸費	274,581,833	
		計	15,803,290,056	1,409,977,314			葬 祭 諸 費	39,760,000	
							育 児 諸 費	0	
					そ の 他	36,465,993			
					計	31,978,859,909			
国庫支出金	事務費負担金	0	0		療養給付費療養費	918,774,123			
	療養給付費等負担金	10,746,721,917	1,092,662,651	2,427,997,989	高額療養費	130,639,155			
	高額医療費共同事業負担金	330,458,037			高額介護合算療養費	46,885			
	特定健康診査等負担金	100,372,000			移 送 費	0			
	普通調整交付金	0	0	0	小 計	1,049,460,163			
	特別調整交付金	102,495,000		0	審査支払手数料	115,160,189			
	出産育児一時金補助金	750,000		0	計	33,143,480,261			
	特別対策費補助金	0	0	0	後期高齢者支援金	7,779,887,238			
	計	11,280,786,954	1,092,662,651	2,427,997,989	事務費拠出金	553,508			
					計	7,780,440,746	7,780,440,746		
都道府県支出金	療養給付費等交付金	1,060,351,593		192,393,521	前期高齢者納付金	5,519,045			
	前期高齢者交付金	8,565,124,798			事務費拠出金	553,508			
	高額医療費共同事業負担金	330,458,037			計	6,072,553			
	特定健康診査等負担金	100,372,000			医療費拠出金	0			
	第一号都道府県調整交付金	2,615,100,000	266,346,000		事務費拠出金	280,539			
	第二号都道府県調整交付金	202,136,000			計	280,539			
	広域化等支援基金支出金	0			介護納付金	3,414,570,784	3,414,570,784		
	その他	95,672,990	0	0	高額医療費共同事業拠出金	1,321,832,148			
	計	11,280,786,954	1,092,662,651	2,427,997,989	保険財政共同安定化事業拠出金	4,545,962,058			
					その他	8,112			
連合会支出金	高額医療費共同事業交付金	1,264,536,176			特定健康診査等事業費	672,077,515			
	保険財政共同安定化事業交付金	4,424,172,202			保健事業費	15,213,921			
	保険基金安定(保険料軽減分)	1,302,525,270	140,134,230		健康管理センター事業費	0			
	保険基金安定(保険者支援分)	358,490,114	30,370,896		直診勘定繰出金	0			
	基準超過費用	0			その他の支出	589,798,604			
	職員給与費等	566,055,195							
	出産育児一時金等	274,693,763							
	財政安定化支援事業	0							
	その他	3,276,397,042							
	直 診 勘 定	0							
その他の収入	61,782,979								
小 計 (単年度収入) A	51,581,955,169	2,939,491,091	6,219,185,843	小 計 (単年度支出) B	52,367,349,061	3,414,570,784	7,780,440,746		
				単年度収支差 (A-B)	-785,393,892	-475,079,693	-1,561,254,903		

基金等繰入金 C	0			基金等積立金 F	0		
繰越金 D	1,486,907,279			前年度繰上充用金 G	0		
市町村債(組合債) E	0			公債費(組合債費) H	0		
収入合計 (A+C+D+E)	53,068,862,448			支出合計 (B+F+G+H)	52,367,349,061		
				収支差引残(収入合計-支出合計)	701,513,387		
				うち次年度への繰越金 I	701,513,387		
				うち基金等積立金 J	0		

[2] 基金等保有額及び市町村債(組合債)の状況

基金等保有額(前年度末) K	0			市町村債(組合債)残高	0
基金等繰入金 C	0				
基金等積立金 F	0				
収支差引残のうち基金等積立金 J	0				
その他増加額 L	0				
その他減少額 M	0				
基金等保有額 (K-C+F+J+L-M)	0				

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金額(円)	科 目	金額(円)
基金等保有額 a	0	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	701,513,387	市町村債(組合債)残高 f	0
貸付金等 c	0	その他の負債 g	0
その他の資産 d	0	負債合計 (e+f+g)	0
資産合計 (a+b+c+d)	701,513,387	純資産(資産合計-負債合計)	701,513,387

備考 \_\_\_\_\_ 作成者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

様式 14 (つづき)

国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (続)  
(平成 26 年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

○経理状況

2. 保険料 (税) 収納状況 (一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料 (税)	現年分	16,185,255,441	13,565,675,071	26,001,719	0	2,619,580,370	175,500
	滞納繰越分	4,836,477,937	1,676,515,768	2,863,226	876,068,573	2,283,893,596	275,066
	計	21,021,733,378	15,242,190,839	28,864,945	876,068,573	4,903,473,966	450,566

3. 保険給付等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額	
A 一般被 保険者 分 V	療養給付費	計	27,676,392,964	27,711,436,331	29,044,990	5,998,377	0
		現年度分(再掲)	27,676,392,964	27,711,436,331	29,044,990	5,998,377	0
	療養費	計	647,994,840	648,766,613	672,312	99,461	0
		現年度分(再掲)	647,994,840	648,766,613	672,312	99,461	0
	高額療養費	3,262,314,013	3,266,005,326	1,785,149	1,906,164	0	
	高額介護合算療養費	1,754,328	1,754,328	0	0	0	
	移送費	89,485	89,485	0	0	0	
	その他の保険給付費	348,948,936	350,807,826	916,151	1,684,742	742,003	
	後期高齢者支援金	7,779,887,238	7,779,887,238			0	
	前期高齢者納付金	5,519,045	5,519,045			0	
	老人保健医療費拠出金	0	0			0	
	介護納付金	3,414,570,784	3,414,570,784			0	

4. 備考

収 納 率			
現年分	滞納繰越分	計	
83.82 %	34.67 %	72.51 %	
備考			作成者 氏名
			印

都道府県名	東京都				
保険者名	杉並区				
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	15

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	①	(2)
	均一賦課	不均一賦課 [ ]

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式		(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10	
	料	税	4方式	3方式	2方式	その他					
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額		賦課限度額を 超える額		符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 15,313,440	千円 871,793	千円 424	千円 21,442		千円 3,084,755		1増・②減	千円 288,272	千円 11,046,754		
保険料（税）算定額内訳					料（税）率						
所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 10,667,960	千円 0	千円 4,645,480	千円 0		% 6.30	% 0.00	円 32,400	円 0			
69.66%	0.00%	30.34%	0.00%								
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象		賦課限度額		
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数				
千円 169,332,699	千円 0	100,939	35,779	7	776	3,598	143,379	千円 510			
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他		
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他				

備 考		作成者	
		氏名	印

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

5. 保険料(税) (後期高齢者支援金分) 賦課徴収状況 (一般被保険者分)

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料(税)		(1)	(2)	③	(4)	保険料(税) 徴収回数	回 10
	料	税	賦課方式	4方式	3方式	2方式	その他			
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額			
千円 5,223,013	千円 290,598	千円 145	千円 7,100	千円 1,119,899	1増・②減	千円 96,308	千円 3,708,963			
保険料(税) 算定額内訳					料 (税) 率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 3,674,520	千円 0	千円 1,548,493	千円 0	% 2.17	% 0.00	円 10,800	円 0			
70.35%	0.00%	29.65%	0.00%							
課税対象額		課税対象	保険料(税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額		
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数			
千円 169,332,699	千円 0	100,939	35,779	7	776	4,178	143,379	千円 160		
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他		
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他			

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---



都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	① 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	③ 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 10
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 2,093,750	千円 149,040	千円 104	千円 316	千円 365,591	1増・②減	千円 51,193	千円 1,527,506		
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 1,253,076	千円 0	千円 840,674	千円 0	% 1.56	% 0.00	円 15,300	円 0		
59.85%	0.00%	40.15%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 80,325,387	千円 0	46,744	15,497	5	33	1,641	54,946	千円 140	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他			

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

○ 保険給付状況  
1. 医療給付の状況  
(1) 全体

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	2,099,409件	38,128,591,689円	27,676,323,514円	8,793,458,189円	1,658,809,986円
食事療養・生活療養(再掲)	21,152	555,442,221	368,812,761	177,983,760	8,645,700
食事療養・生活療養	27		69,450	-69,450	0
療養費等					
診療費	1,554	26,805,199	18,800,843	7,823,664	180,692
補装具	1,114	42,697,486	31,121,736	9,325,753	2,249,997
柔道整復師	88,091	737,677,782	532,731,311	180,651,963	24,294,508
アンマ・マッサージ	1,875	58,854,600	43,004,102	13,938,699	1,911,799
ハリ・キョウ	2,242	30,621,225	22,336,848	7,373,794	910,583
その他	0	0	0	0	0
小計	94,876	896,656,292	647,994,840	219,113,873	29,547,579
移送費	2	89,485	89,485	0	0
計	2,194,314	39,025,337,466	28,324,477,289	9,012,502,612	1,688,357,565

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	1,005,663件	20,595,839,956円	15,336,442,731円	4,510,440,583円	748,956,642円
食事療養・生活療養(再掲)	11,744	305,078,992	201,809,096	98,211,116	5,058,780
食事療養・生活療養	14		42,300	-42,300	0
療養費等					
療養費	36,810	400,980,404	300,783,035	80,137,429	20,059,940
移送費	0	0	0	0	0
計	1,042,487	20,996,820,360	15,637,268,066	4,590,535,712	769,016,582

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	463,127件	9,458,922,202円	7,548,560,914円	1,369,348,881円	541,012,407円
食事療養・生活療養(再掲)	5,558	147,311,666	99,460,940	45,783,371	2,067,355
食事療養・生活療養	11		39,500	-39,500	0
療養費等					
療養費	17,264	209,250,972	166,575,848	22,615,184	20,059,940
移送費	0	0	0	0	0
計	480,402	9,668,173,174	7,715,176,262	1,391,924,565	561,072,347

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	99,973件	2,028,889,222円	1,418,566,776円	589,544,207円	20,778,239円
食事療養・生活療養(再掲)	1,043	19,408,994	11,930,794	6,959,240	518,960
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	3,259	30,497,132	21,347,438	9,149,694	0
移送費	0	0	0	0	0
計	103,232	2,059,386,354	1,439,914,214	598,693,901	20,778,239

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	65,080件	751,647,898円	600,320,374円	29,788,795円	121,538,729円
食事療養(再掲)	490	4,840,578	2,874,518	1,555,180	410,880
食事療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	156	2,711,929	2,171,145	148,670	392,114
移送費	0	0	0	0	0
計	65,236	754,359,827	602,491,519	29,937,465	121,930,843

備考		作成者	
		氏名	印

様式 15-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）  
（平成26年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総 数	件 数	2,290	17,174	1,352	2,882	12,334	12,238	8,568	56,838	34,336
	高額療養費(円)	111,241,451	227,066,357	65,187,921	189,703,734	1,755,141,466	281,256,229	632,716,855	3,262,314,013	2,720,067,794
(再掲) 前期 高齢者分	件 数	1,879	16,345	823	2,324	8,325	10,156	4,772	44,624	
	高額療養費(円)	76,603,034	199,606,864	37,815,438	114,947,069	1,043,529,792	189,681,058	276,967,618	1,939,150,873	
(再掲) 70歳以上 一般分	件 数	0	7,035	0	1,639	3,850	2,025	2,220	16,769	
	高額療養費(円)	0	84,318,853	0	60,895,325	397,387,901	111,221,241	68,324,602	722,147,922	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	630	1,706	44	55	632	428	362	3,857	
	高額療養費(円)	20,480,243	28,014,056	1,510,800	6,479,152	126,425,232	17,695,437	26,642,089	227,247,009	
(再掲) 未就学児分	件 数	0	0	0	0	-58	124	138	204	
	高額療養費(円)	0	0	0	0	3,626,524	1,636,841	21,242,727	26,506,092	
長期高額特定疾病該当者数								386 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数 (件)	98
給付額 (円)	1,754,328

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件 数 (件)	648	568	0	0	32,566	33,782
給付額 (円)	272,160,000	39,760,000	0	0	36,385,100	348,305,100

備 考		作成者 氏 名	
			印

様式 15-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）  
（平成26年度）

都道府県名	東京都				
保険者名	杉並区				
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	15

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	22,407 <sup>件</sup>	322,862 <sup>日</sup>	11,973,925,950 <sup>円</sup>
	入院外	1,069,660	1,722,205	14,197,762,965
	歯科	283,919	541,510	3,469,707,060
	小計	1,375,986	2,586,577	29,641,395,975
調剤		720,273	(892,645枚)	7,720,627,123
食事療養・生活療養		(21,152)	(832,061回)	555,442,221
訪問看護		3,150	19,808	211,126,370
合計		2,099,409	2,606,385	38,128,591,689

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	12,253 <sup>件</sup>	175,763 <sup>日</sup>	6,982,136,850 <sup>円</sup>
	入院外	516,452	888,127	7,645,325,458
	歯科	122,482	238,102	1,476,422,550
	小計	651,187	1,301,992	16,103,884,858
調剤		353,375	(436,859枚)	4,107,363,326
食事療養・生活療養		(11,744)	(451,299回)	305,078,992
訪問看護		1,101	7,420	79,512,780
合計		1,005,663	1,309,412	20,595,839,956

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	5,782 <sup>件</sup>	83,895 <sup>日</sup>	3,201,176,190 <sup>円</sup>
	入院外	238,077	430,712	3,491,675,893
	歯科	52,992	104,841	664,025,900
	小計	296,851	619,448	7,356,877,983
調剤		165,787	(207,031枚)	1,918,175,623
食事療養・生活療養		(5,558)	(217,903回)	147,311,666
訪問看護		489	3,449	36,556,930
合計		463,127	622,897	9,458,922,202

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	1,110 <sup>件</sup>	12,042 <sup>日</sup>	682,541,760 <sup>円</sup>
	入院外	51,502	83,042	759,874,045
	歯科	12,732	23,529	141,895,660
	小計	65,344	118,613	1,584,311,465
調剤		34,528	(41,764枚)	417,385,993
食事療養・生活療養		(1,043)	(28,502回)	19,408,994
訪問看護		101	711	7,782,770
合計		99,973	119,324	2,028,889,222

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	620 <sup>件</sup>	4,131 <sup>日</sup>	276,679,660 <sup>円</sup>
	入院外	35,344	55,596	305,467,490
	歯科	4,415	6,286	42,654,470
	小計	40,379	66,013	624,801,620
調剤		24,578	(35,826枚)	112,061,380
食事療養		(490)	(7,610回)	4,840,578
訪問看護		123	717	9,944,320
合計		65,080	66,730	751,647,898

備考		作成者	印
		氏名	

様式 17

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（1）

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

（平成26年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

○一般状況

		本年度末現在	
世帯数	単 独 世 帯	1,668	(再掲) 未就学児
	混 合 世 帯	780	
退職被保険者等数	退 職 被 保 険 者	2,494	
	被 扶 養 者	494	0
	計	2,988	0

		年 度 平 均	
世帯数	単 独 世 帯	1,707	(再掲) 未就学児
	混 合 世 帯	819	
退職被保険者等数	退 職 被 保 険 者	2,577	
	被 扶 養 者	513	0
	計	3,090	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出		
科 目	収入額 (円)	科 目	支出額 (円)	
保険料(税) 医療給付費分	326,147,274	医 療 給 付 費	療 養 給 付 費	902,606,033
療 養 給 付 費 交 付 金	605,920,802		療 養 費	16,168,090
繰 越 金	58,483,407		小 計	918,774,123
そ の 他 の 収 入	119,653		高 額 療 養 費	130,639,155
合 計	990,671,136		高 額 介 護 合 算 療 養 費	46,885
			移 送 費	0
			計	1,049,460,163
			そ の 他 の 支 出	2,109,700
			前 年 度 繰 上 充 用 金	0
			合 計	1,051,569,863

2. 保険料(税) 収納状況

	調 定 額	収 納 額	還付未済額(別掲)	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額
現 年 分	538,430,318	514,246,693	106,871	0	24,183,625	0
滞 納 繰 越 分	122,793,141	17,846,925	33,783	4,667,092	100,279,124	0
計	661,223,459	532,093,618	140,654	4,667,092	124,462,749	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未 払 額
療養給付費	計	902,493,501	902,606,033	112,532	0	0
	現年度分(再掲)	902,493,501	902,606,033	112,532	0	0
療 養 費	計	16,162,112	16,168,090	5,978	0	0
	現年度分(再掲)	16,162,112	16,168,090	5,978	0	0
高 額 療 養 費		130,639,155	130,639,155	0	0	0
高 額 介 護 合 算 療 養 費		46,885	46,885	0	0	0
移 送 費		0	0	0	0	0

4. 備考

収 納 率	現 年 分	滞 納 繰 越 分	計
		95.51%	14.53%

備 考	作成者 氏 名	印
-----	------------	---

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（平成26年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額				
千円 393,235	千円 19,531	千円 0	千円 0	千円 78,201	①増・2減	千円 34,289	千円 329,792				
保険料（税）算定額内訳				/							
所得割	資産割	均等割	平等割								
千円 289,847	千円 0	千円 103,388	千円 0								
73.71%	0.00%	26.29%	0.00%	/							
課税対象額		課税対象	保険料（税）					災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数					減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 4,600,747	千円 0	1,773	806	0	0	125	3,191				

備考		作成者	
		氏名	印

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（平成26年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-------------	---------------------

保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額
千円 134,299	千円 6,510	千円 0	千円 0	千円 28,878	(1)増・2減	千円 11,760	千円 110,671
保険料(税)算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 99,836	千円 0	千円 34,463	千円 0				
74.34%	0.00%	25.66%	0.00%				
課税対象額		課税対象	保険料(税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 4,600,747	千円 0	1,773	806	0	0	140	3,191

備考		作成者	
		氏名	印

様式 1'8 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況  
（平成26年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	65,958	1,290,653,934	902,493,501	359,864,838	28,295,595
食事療養(再掲)	651	15,429,224	9,840,244	5,321,720	267,260
食事療養	0		0	0	0
療養費	15	196,292	137,404	58,888	0
補装具	36	1,080,146	756,092	324,054	0
柔道整復師	2,616	20,397,184	14,277,625	6,119,559	0
アンマ・マッサージ	26	436,025	305,215	130,810	0
ハリ・キユウ	51	979,680	685,776	293,904	0
その他	0	0	0	0	0
小計	2,744	23,089,327	16,162,112	6,927,215	0
移送費	0	0	0	0	0
計	68,702	1,313,743,261	918,655,613	366,792,053	28,295,595

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	3	10,600	8,480	0	2,120
食事療養(再掲)	0	0	0	0	0
食事療養	0		0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	3	10,600	8,480	0	2,120

2. 高額療養費の状況

	件数	合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分(再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数		186	189	154	58	358	133	250	1,328	701
	高額療養費(円)	6,560,683	13,223,137	11,621,000	5,874,838	64,087,860	8,294,499	20,977,138	130,639,155	87,439,335
(再掲) 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数								11人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	2
給付額(円)	46,885

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---



様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）  
 退職者医療にかかる医療給付状況  
 （平成26年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 - 0 : 1 : 5

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

	退職被保険者分			被扶養者分		
	件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	622	8,410	56	625	27,855,310
	入院外	28,142	44,822	5,343	8,034	64,412,460
	歯科	7,856	14,783	1,387	2,527	15,372,330
	小計	36,620	68,015	905,224,940	6,786	11,186
調剤	19,029	(23,154枚)	225,074,950	3,446	(4,205枚)	33,706,220
食事療養	(596)	(21,260回)	14,392,222	(55)	(1,583回)	1,037,002
訪問看護	60	278	2,865,140	17	74	713,360
合計	55,709	68,293	1,147,557,252	10,249	11,260	143,096,682

(2) 未就学児分再掲

	被扶養者分		
	件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0
	入院外	1	1
	歯科	1	1
	小計	2	2
調剤	1	(1枚)	2,060
食事療養	(0)	(0回)	0
訪問看護	0	0	0
合計	3	2	10,600

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

# すぎなみの国保

平成27年度版

平成27年11月発行

登録印刷物番号

27-0065

編集・発行 杉並区保健福祉部国保年金課  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
電話(03)3312-2111(代表)